

Title	スウェーデンの制裁制度・二〇一五年
Sub Title	The sanction-system of Sweden 2015
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.12 (2015. 12) ,p.59- 117
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料 付表
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20151228-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデンの制裁制度・二〇一五年

坂田 仁

序	
第一	六二刑法から現刑法へ
第二	死刑
第三	罰金
第四	拘禁
第五	条件付判決
第六	保護観察
第七	少年の特別保護への委託
第八	特別保護への委託
第九	最近における改正提案
第一〇	二〇一五年の状況
結語	

前注・本稿においては、一八六四年制定の刑法を旧刑法、一九六二年制定（一九六五年施行）の刑法を六二刑法、一九八八年の改正（一九八九年施行）後の刑法を現刑法と呼ぶ。また、左記の略語を用いる。

Dir	政府指示
Ds	省内覚書
NJA-1	新法律公文書集1
NJA-2	新法律公文書集2
Prop	政府提出法律案
SFS	スウェーデン法令集
SOSFS	社会庁令規集
SOU	立法審議会等答申
SvJT	スウェーデン法曹雑誌

序

スウェーデンにおける犯罪者に対する刑法上の処分は「制裁 (Påföljd)」と呼ばれている。それは、スウェーデン刑法典の構成に由来している。刑法典の全体は三部構成で、第一編「総則」(Allmänna bestämmelser)、第二編「罪」(Om brotten) 及び第三編「制裁」(Om påföljderna) となっていて、刑罰に関する規定は、すべて第三編に組込まれている。

現行スウェーデン刑法は一九六二年に制定され、一九六五年一月一日に施行されたものであるが、スウェーデンの刑法は、古く一七三四年法といわれるスウェーデン王国法典^①がそれ以前のマグヌス・エリクソン都市法典 (MESTL) 及びクリストファ農村法典 (KLL) を廃止して制定された^②ときに、罪について定める犯罪法典 (MissgärningsBalk) 及び刑について定める刑罰法典 (Straff Balk) の二個の法典で構成されていた。^③次いで一七三四年法典の犯罪法典及び刑罰法典を廃止して一八六四年の刑法 (Strafflag) が制定され、^④更に一九六二年の刑法典 (Brottsbalken) が制定されて今日に至っている。この間多数の部分改正が行われており、時代の要求に合わせて刑法は、絶えず実質的に改正されてきた。^⑤現行刑法の構成は一七三四年法制定時

の刑法と同様の構成になっており、六二刑法は、刑法典の構成を再度一七三四年法当初の構成に戻したものであることが出来る。

スウェーデン刑法が日本の刑法と大きく異なるところは、「制裁」にかかる部分が日本よりも重視されているとみられることである。刑法全体の条文の数で比較すると、日本の刑法の二九五に対してスウェーデン刑法は四二一であり、^⑥その差は百余であるが、罪に関する部分と刑に関する部分について比較すると、日本では刑に関する部分は総則に含まれているのに対して、スウェーデンでは刑に関する部分が制裁として独立している上に、条文の数においても、日本では総則七六カ条のうち三〇弱、スウェーデンでは実質的な処分に関する部分のみで、約八〇に及ぶ。ここからスウェーデン刑法においては刑にかかる部分の重みが日本とは比べものにならないくらい大きいということができよう。かつて故平野龍一教授が刑法改正問題にふれて、犯罪法典と処遇法典の分離を提案されたことがあったが、その一つのモデルにスウェーデンの保護法案を挙げられたことは^⑦もったもなことであったと思う。

以下では、一九六五年施行当時の刑法 (六二刑法) から現在施行されている刑法 (現刑法) への変化を概観し、続

けて現在の刑を含む各制裁について、その内容を述べていく。

第一 六二刑法から現刑法へ

一、制定当時

六二刑法は、二〇世紀初頭からの長い道のりを経て制定されている。日本では「保護法案案」⁸⁾が有名であるが、これは刑法調査会 (Straffagberedningen <SLB>) の答申であり、罪に関しては刑法改正委員会 (Straffätskommittén <SRK>) が検討を進め、一九四〇年と四四年にそれぞれ答申「刑法草案」が提出され、この二つを総合して、一九五三年に刑法改正草案¹⁰⁾が政府に提出された。これと保護法案案¹¹⁾とを総合した刑法改正案¹²⁾が一九六二年に国会に提出され、同年制定、公布された。

六二刑法の特色は、制裁に関する規定を第三編として独立させたこと、刑を拘禁と罰金の二種類に単純化したこと、刑事責任能力制度を廃止したこと、刑罰 (制裁) の目的として一般予防を無視はしないが、個別予防に重点をおいたこと (処遇思想) をあげることができる。制定当初の六二刑法の一章三条は、

「本法典において、犯罪の制裁とは、

罰金及び拘禁という通常の刑罰

公の責任を負う職務につく人の停職又は解職及び軍務につ

く人々に対する懲戒罰、並びに

条件付判決、保護観察、少年拘禁、抑留及び特別保護への

引渡しをいう。」

と規定し、拘禁、罰金の二種の刑罰とともに、公務員については解職と停職、軍人については懲戒罰が刑罰として規定されていた。これらのほかに、条件付判決、保護観察、少年拘禁、抑留 (保安拘禁)、特別保護への委託 (少年犯罪者、飲酒嗜癖犯罪者及び精神障害犯罪者) が定められていた。

刑は、法定刑として刑法典の第二編に掲げられている個々の犯罪に関する規定の中に定められているが、その他の制裁はそれらの規定の中には定められておらず、それらの要件に従ってすべての犯罪に適用することが可能になっている。制裁と刑とは等置され、両者の間に軽重関係は存在しなかった。

以上のほかに、罪の特別効果として没収 (一九八七年に企業罰金を追加) が定められており、刑事損害賠償 (刑法典とは別に損害賠償法 <Skadeståndslag> 制定) による義

務が制裁とともに犯人に課されていた。

六二刑法には、日本の刑法にある心神喪失、心神耗弱に関する規定がない。⁽¹³⁾旧刑法に存在したいわゆる責任能力の概念は無用のものとして捨て去られた。これは、チンペリー、シュリイターら、^(補注1)いわゆる保護法草案の推進者の主張によるものであり、保護法草案の段階では、刑という語を完全に廃棄することが提案されていた。

これらの制裁の適用にあたって守るべき準則、

「制裁を選択するにあたり、裁判所は、一般の法律遵守を維持するために必要な事項に留意しつつ、制裁が判決を受けた犯罪者の社会復帰に役立つものであるように特に配慮しなければならない。」

が刑法一章七条に定められ、「制裁が判決を受けた犯罪者の社会復帰に役立つものであるように特に配慮」することが法的に要求されることになった。処遇思想 (behandlingstanke) とはわづらひ⁽¹⁴⁾。

二、不定期制裁の批判と保護主義 (処遇思想) 批判
一九七四年に法務省の内部に犯罪防止委員会という犯罪

問題の専門的研究機関が創設され、その活動の一部、刑事政策部会による「新刑罰体系」⁽¹⁵⁾が一九七七年に発表され、保護主義批判が展開された。特に、保護主義に基づく不定期の制裁がその対象者の制裁経験後の再犯率の高さを批判され、一九八〇年代に少年拘禁、抑留 (保安拘禁) 及び保護観察に併科される施設処遇が相次いで廃止された。その一方一九六七年には秩序罰が新たな罰金 (定額罰金) の賦課手続として新設されている。⁽¹⁶⁾

三、刑罰主義への転換

一九八八年の刑法改正は、一九八六年の拘禁刑委員会の答申⁽¹⁷⁾に付らなるもので、保護主義を排して刑罰価値を刑の適用の基本原則とするものであった。

刑法一章三条は、

「本法典において罪に対する制裁とは、刑である罰金及び拘禁並びに条件付判決、保護観察及び特別保護への委託と理解される。」

と改正され、制裁の軽重関係では、「拘禁は条件付判決及び保護観察よりは重い制裁とされる」(刑法三〇章一条)

という規定が新設された。

更に、刑法三〇章は制裁選択の原則を定め、①同一の犯罪について複数の制裁を判決できないこと（同章二条）、②複数の犯罪について制裁を言渡す場合には、それらの犯罪すべてについて総合された制裁を判決しなければならないこと（同章三条一項）、③制裁の選択の際拘禁よりも軽い制裁を支持する状況に注意しなければならないこと（同章四条一項）が定められた。社会内処遇を重視し、施設収容をできる限り回避する新たな制裁選択の基本態度がここに表れている。

これに関連して、刑法一章七条の規定は削除され、新たに、量刑に関する規則が二九章及び三〇章に設けられた。特に、新設された刑法二九章「量刑と制裁の猶予」一条は、

「刑は、統一的な法の適用の利益を考慮して、罪及び総合された犯罪の刑罰価値に従い適用可能な刑罰尺度の範囲内で定められなければならない。

刑罰価値の判断に当たっては、行為の意味した損害、侵害又は危険、被告人がそれらについて認識しもしくは認識すべきであった事柄、及び、被告人が有していた意図もしくは動機が個別的に考慮されなくてはならない。」

と規定し、施設外処遇の重視と並んで、刑罰価値の重視、再犯可能性の重視、刑の予測可能性、罪刑の均衡（正義）、⁽¹⁸⁾ 衡平の観点から制裁選択の原理として掲げられた。

四、罪刑法定主義の徹底

前出の拘禁刑委員会は、一九八八年にその最終答申「刑事責任からの解放」⁽¹⁹⁾を提出した。この中で提案されたことは、「刑法体系が正統であると把握される上で、罪刑法定主義を厳格に適用することが決定的な意味を持つ」との前提で、罪刑法定主義を徹底することであった。特に、類推解釈禁止の厳格な適用が求められている。⁽²⁰⁾

こうして、一九九四年に刑法一章一条及び二四章が改正され、刑法一章一条は、

「罪は、この法典又は他の法律もしくは法令の中に、以下に述べる刑罰が法定されている行為である。」

という文言が

「罪は、本法典又は他の法律もしくは法令に記述されている行為であつて、以下に述べられる刑が定められているものをいう。」

と改められた。

また、刑法二四章の章名が「正当防衛及びその他の必要行為」から「刑事責任欠如の一般の根拠」に変わり、違法性の阻却される場合を指示する九個の規定が以下のように掲げられた。

第一条（正当防衛等）、第二条（法律の権限・職務行為）、第三条（法律の権限・上官の命令等）、第四条（緊急状態）、第五条（職務行為援助者の行為）、第六条（過剰行為）、第七条（被害者の承諾）、第八条（命令服従行為）、第九条（錯誤）。

五、制裁の内容の精緻化

以上の基本的な変化の中で個別的に実現した制裁の変化は付表A「制裁制度の変遷」に示すとおりである。⁽²¹⁾この表から一九六五年の制裁（表左側）は比較的単純な内容であるのに対して、二〇一五年の制裁（表の右側）はそれぞれ細かいいわば中分類がなされるような形になっていて、個々の刑及び制裁の内容が精緻になっていることがわかる。刑ではないが、犯罪の特別効果として企業罰金が一九八六年に制度化されている。これは、経済犯罪に対抗するために企業の違法収益を没収するための制度である。

刑事未成年である一五歳未満の者については、福祉的措置にすべてがまかされ、司法部は関与しない。この点は六二刑法と現刑法とで相違はない。

六、精神鑑定と社会調査

スウェーデンの制裁制度を実務的に支えているものに被告人の個人的状況を調査するシステムに早くから関心をもち、それを発展させてきた先人の努力がある。その足取りは、付表C「精神鑑定と社会調査の展開」から窺うことができる。

精神鑑定は、一九三一年より組織的に行われている。一九四二年にはチンベリーの指導の下に法精神医学者の専門家団体が発足。当初精神患者法の一部に定められていた法精神医学的調査に関する規定が一九六六年に独立の単行法となり、更に、一九九一年に法医学庁が精神鑑定も含め法医学の専門機関として発足し、その後現行の法精神医学的保護に関する法律と法精神医学的調査に関する法律とが制定され一九九二年に施行された。⁽²²⁾現在法医学庁は、全国に六箇所のセンターが存在し、DNA分析（親子鑑定等）、死体解剖（死因調査等）、法精神医学的調査（精神鑑定等）の業務を行っている。⁽²³⁾法精神医学的保護は、ランズ

ディング（地方自治体としての州）の業務である。筆者は、かつてストックホルムの事務所を訪問した際に、そのアーカイブを見学した。そこには過去の法精神医学的調査の記録が整然と保管されており、その功労者とされる職員の写真が額に収まっていた。同事務所はカロリンスカとも関係をもっており、日本の現状とはかけ離れた印象を受けたことを思い出す。

判決前調査については刑事訴訟事件における人格調査に関する法律が存在し、⁽²⁵⁾ 矯正保護が所轄し、その職員が担当している。その七条には、簡易鑑定の制度が通称七条診断書として規定されている。精神鑑定は、この七条診断書と法精神医学的調査の二本立てで行われている。

第二 死刑

ここからは、スウェーデンの制裁制度の現況について、刑法第三編の規定に基づきつつ述べていくが、最初に死刑について取上げたい。

周知のように、国連総会は死刑廃止議定書（市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書）を一九八九年に採択し、国際連合の大部分の加盟国は、実際に死刑を廃止している。欧州連合が日本に死刑の廃止を求めている

ることもここで触れておくことが必要だと思う。⁽²⁶⁾

スウェーデンは死刑廃止国の一つである。死刑の廃止は遠く、一九二一年に行われ、戦時における死刑の廃止が一九七三年に行われた。⁽²⁷⁾ 現行の統治組織法二章四条は、簡潔に「死刑はあってはならない。」とのみ規定している。同時に、同章五条は、「すべての国民は、身体刑に対して保護される。更に、国民は、陳述を強制し又は妨害することを目的とした拷問及び薬理的影響に対しても保護される。」と規定し、身体刑の禁止も定めている。また、死刑の廃止を定めている欧州人権条約一三議定書をスウェーデン国内法とすることが二〇〇三年に議会の承認を得て（二〇〇三年法律第七四号）、同年八月一日より施行されている。

こうして、死刑の問題はもはや法律問題ではなく、歴史の問題に属している。実際に、死刑廃止の年一九二一年の一〇年前、一九一〇年に平時における最後の死刑が執行され、⁽²⁸⁾ 以後一〇年間下級審の判決の中に死刑の判決が散見されるが、⁽²⁹⁾ 上級審で刑が変更される等、死刑の執行は一件もなかったといわれている。ただ、死刑の廃止に至る過程の議論が文献で紹介されているが、決してその道は平坦なものではなかったようである。⁽³⁰⁾ また、オリベクローナの死刑研究では、死刑存置及び廃止の理由が詳細に報告され、一

八世紀以来八〇年にわたる過去の死刑に関する詳細な統計的データが残されている⁽³¹⁾。

第三 罰金⁽³²⁾

罰金は刑法二五章に定められている。スウェーデンには日本のような罰金と科料の区別はないが、下記の三種類の罰金が刑法に規定されている。

- ① 標準化罰金 (Normerade böter) 、
- ② 日数罰金 (Dagsböter) 、
- ③ 定額罰金 (Penningböter) 、

しかし、これら三種の罰金すべてが他の制裁のように判決手続を経て科されるのではなく、日本と同様に簡易な手続による賦課が行われている。簡易手続は訴訟手続法に規定され、略式命令と秩序罰に分けられる。

なお、罰金の徴収は、日本では検察庁の所管になるが、スウェーデンでは財務省所属の執行官署の所管である。従って税金と同様の方法で徴収される。

一、標準化罰金

罰則規定の中に罰金額の計算方法が定められている罰金である。刑法の規定に従えば、標準化罰金は、犯罪につい

て定められているところに従い、特別な算定根拠に従って定めなければならない(刑法二五章四条一項)。この罰金の最低罰額は、百クローネである(同章四条二項)。

実際上は例外的な罰金で、木材運搬用公共水路の浮遊物に関する法律七条及び漁業法四一条による罰金のみがこれに該当する。この前者では上記水路を利用して違法に運搬した物品の数に応じて、後者では違法に入手した魚の数等に応じて罰金の金額が決定される。

二、日数罰金

刑法が定める通常の罰金である。罰則に「罰金に処す。」と規定されている場合の罰金はすべて日数罰金の適用を受ける。刑法は、これを「罰金は、一定の罰金形式が当該犯罪について定められていない場合には日数罰金として」言渡されると規定している(刑法二五章一条一項)。

日数罰金は、日数と日額とによって金額を定めて言渡される。日額は三〇日以上一五〇日以下に定められ、日額は、被告人の収入、財産、扶養義務及びその他の経済的状況に準じて相当と判断されるところに従い、五〇クローネ以上一、〇〇〇クローネ以下の定額に定められる。しかし、特別な理由がある場合には日額を減額修正することができ

る。日数罰金の最低金額は七五〇クローネである（刑法二五章二条）³⁴。

三、定額罰金

定額罰金は、罰則の中に一定の罰金額が記載されている場合の罰金をいう。その金額は通常二〇〇クローネ以上四〇〇クローネ以下である。特別な場合には二、〇〇〇クローネをこえる罰金額（多額の下限）を法律で定めることは許容されるが、寡額の上限を二〇〇クローネを下回る額に定めることはできない（刑法二五章三条）。当該犯罪に対する量刑として三〇日の日数に満たない日数罰金を適用すべき場合には、その罰金は定額罰金として言渡される（刑法二五章一条）。

四、併合された刑としての罰金

以上は単一の犯罪に対する法定刑に従って罰金が科される場合である。複数の犯罪に対して罰金を科す場合には別の規則が適用される。

複数の罪の法定刑にそれぞれ罰金がある場合、その一つに日数罰金が規定されていれば、日数罰金のみを科すことができる。この場合の日数罰金の上限は二〇〇日に、定額

罰金の場合の定額罰金の上限は一〇、〇〇〇クローネに定めることができる。ただし、そのいずれかの罪に罰金額の下限が定められている場合には、その額を下回る罰金を科すことはできない。

併合された刑としての罰金は、標準化罰金³⁵が定められている罪又は拘禁に換刑できない罰金には適用されない。

五、罰金の簡易賦課手続

罰金の簡易賦課手続は訴訟手続法四八章に規定されている。それによると、この手続は、検察官による略式命令と警察官による秩序罰とに分かれる。

A. 略式命令

検察官は、同章一条により、略式命令を発する権限をもっている。標準化罰金を除くすべての罰金は略式命令によって賦課されるほか条件付判決その他の判決と併科される罰金の場合にも略式命令による賦課がなされる。日本のいわゆる余罪にあたる罪の場合（刑法三四章一条）にも罰金刑は略式命令で賦課される（訴訟手続法四八章四条参照）。

以上のほか財産の没収、犯罪の特別法律効果、被害者の私的請求、企業罰金及び被害者基金への犯罪による損害手

数料の支払等すべて略式命令によって処理される(同章二条参照)。ただし、略式命令による企業罰金は五〇万クローネを限度とする(同章四条三項参照)。それ以上の金額の企業罰金は、裁判所の判決によって被告人に賦課される。

B. 秩序罰

警察官は、訴訟手続法四八章一条により一定の場合に秩序罰を賦課することができる。秩序罰は、定額の罰金以外の罰金が定められていない罪で、検事総長が警察庁と協議して選んだ交通違反等の秩序罰を科する罪(同章一四條二項)に対して適用される(同章一三条参照)。政府は、秩序罰の多額及びその他の秩序罰賦課の条件を定め(同章一四條一項)、検事総長(又は検事長)はその範囲内で個々の罪に対する秩序罰(定額罰金)の金額を定める(同章三項)。

秩序罰は、警察官のほか検察官、税関職員及び沿岸警備隊員もこれを発付することができる(同章二〇条参照)。

略式命令は検察官が、秩序罰は警察官が直接被疑者に賦課するもので、被疑者がそれを認諾し、支払を完了すれば、罰金刑の執行が終了する。前述したように執行の所管官庁は国の執行官事務所である。

第四 拘禁

拘禁はスウェーデン刑法の定める唯一の自由刑である。現行スウェーデン刑法典が制定された当初、自由刑に属するものとして、刑罰としての拘禁のほかに不定期の制裁として少年拘禁及び抑留(保安拘禁)が定められていた。その後二者は不定期の制裁に対する批判の高まりによって順次廃止され、定期刑である拘禁のみが残っている。

しかし、少年拘禁廃止と一九八〇年代に行われた国立の少年福祉学校の廃止とによって少年犯罪者に対する効果的な自由剥奪処分が消滅したことにより、一九九〇年代になって新たに「閉鎖的少年保護」の制度が導入されて、少年犯罪者に対する実質的な自由剥奪処分が復活している(後述第七の三参照)。

拘禁は刑罰の一つであり、終身拘禁と有期拘禁とに分かれる(刑法二六章一条)。このほかに拘禁の特別形態として罰金不納付者に対する換刑処分としての拘禁(刑法二五章八條二項)と保護観察に併科される拘禁(刑法二八章三条一項)とが存在する。

拘禁の選択基準として刑法三〇章四条は犯罪の刑罰価値と被告人の犯罪歴に注意を払うことを求めている。また、二一歳未満の被告人に対して拘禁を選択することは強く制

限されている（刑法三〇章五条）。

一、終身拘禁

スウェーデンにおける最も重い刑罰である。行為時二一歳未満の者を終身拘禁に処すことは禁止されている（刑法二九章七条二項）。

この刑が定められている犯罪は、謀殺、略取誘拐、重放火、重公共危険災害、重業務妨害、重航空機、船舶又は車両強取、重海上及び航空業務妨害、重空港業務妨害、重毒物及び病原菌散布、国家治安妨害、反逆罪、対外交渉における不忠実の罪、戦争状態において国家の自決権を危うくした場合の対外交渉における専断的行為の罪、重スパイ罪、刑法二一章に戦時下の戦闘員の規律違反行為として犯罪化されている重大な犯罪群、及び刑法二二章に定める戦時下の国防反逆罪、対人地雷使用、化学兵器使用、放射能散布等に関する重大な犯罪群であり、特別刑法では、民族殺人、テロリスト鎮圧のための欧州共同体の決定に基づく一定の犯罪（テロリスト犯罪）である。⁽³⁶⁾しかし、実際には謀殺（mord）に対してのみ終身刑が適用されている。⁽³⁷⁾終身拘禁の言渡し件数は二〇〇〇年代に増加がみられたが、最近（二〇一〇年代）では減少傾向にある（付表D-V及びVI参

照）。

終身拘禁といっても他の受刑者と同様に外泊制度が適用されるので、近親者等を訪問することは不可能でなく、その間に逃走事故を起こす者もいるといわれている。

終身拘禁には仮釈放の制度の適用がない。以前は終身刑受刑者は恩赦の申請を行い、恩赦が認められると終身刑が有期刑に減刑されるので、減刑後の有期刑について仮釈放の制度が適用されていた。ほぼ一〇年ないし一四年前後の刑期を終えた時点で仮釈放されていたとい⁽⁴⁰⁾う。

しかし、二〇〇六年に終身拘禁刑の変換に関する法律（二〇〇六年法律第四五号）が制定されて、恩赦による以外に終身拘禁を有期拘禁に変えることが可能になった。二〇〇六年一月に施行されたこの法律によると、変換の申請は、受刑者又は、特別な理由がある場合には矯正保護が行う（同法二条）。変換の申請は、受刑者が終身刑の執行を、一〇年を超えて受け終ったときに、書面で（同法六条）、検察官を相手方として（同法七条）これを行うことができる（同法三条）。変換の審理に際しては、対象者が受け終った刑期、量刑の根拠となった事情について判決より読取れる事項、受刑者が重大な犯罪の再犯をする危険が存在するか否か、受刑者が終身刑の執行の際に適用される

事項を無視したか否か、及び対象者が自らの社会復帰を促進することに協力したか否かが特に考慮される(同法四条一項)。

特に、再犯の可能性に関する情報が重視され、その必要が明らかでない場合を除き、法医学庁の所見を取得しないで、変換の決定をすることは許されない(同法一〇条⁽⁴⁾)。

申請が認容されると宣告された終身刑は有期の拘禁刑に変換される。刑期は、受刑者が受刑し終った刑期を出発点としかつ仮釈放の規則並びに自由な生活への移行を容易にするために受刑者の必要とする措置を考慮して定めるが、宣告し得る最長の有期刑を下回ってはならない。変換の申請(書面のみ)はエレプロ地方裁判所がこれを審理する(同法六条)。審理には参審員が関与し、裁判は決定でなされる(同法一二条)。

二、有期拘禁

拘禁の最低期間は一四日、原則として最長期間は一〇年である(刑法二六章一条)。併合罪、再犯による加重が行われる場合には最長期間は一八年である⁽⁴²⁾。最長期間は、拘禁の上限一〇年(同章一条)に刑法二六章二条による加重の上限(四年)と同章三条の再犯加重の上限(四年)とを

加えた年数で定まるが、一八年が限度とされている(刑法二六章三条一項)。併合罪として拘禁を適用する場合には、併合される罪の一つに拘禁が規定されていれば、他の罪に拘禁が規定されていなくても拘禁を適用できる(刑法二六章二条)。

有期拘禁に処された者は、刑期の一月以上かつ三分の二を終了したときに仮釈放される。仮釈放は必要である。ただし、反則があつた場合など仮釈放に反対する明白な理由がある場合には延期される⁽⁴³⁾。仮釈放された者は原則として残存刑期の観察期間中保護司の監督を受ける。

仮釈放は、保護観察と併科される拘禁(後述第六の三参照)及び罰金の換刑処分としての拘禁には適用されない。終身拘禁に適用がないことは前述した。

三、拘禁の執行

拘禁には二つの執行形式がある。一つは矯正保護施設に収容して行うものであり、他は矯正保護施設に収容せずに行うものである。

通常拘禁に処された者は、矯正保護施設に収容される(刑法二六章五条)。矯正保護施設内における処遇は、拘禁法(二〇一〇年法律六一〇号)に従って実施される。しか

し、刑期が六月以下の受刑者については、対象者が請求する場合、電子的統制を伴う強化観察に関する法律（一九九四年法律四五一号）に従って施設外で執行することができ

A. 矯正保護施設における執行

通常の執行形態である。しかし、刑の執行は矯正保護施設の中で完了するものではなく、執行終了後通常の社会生活に戻った後に再犯がないようにしなくてはならない。矯正保護の現代化の標語の下に受刑者の社会復帰に重点を置いた矯正保護の改革が進み、行刑法（一九七四年法律二〇三号）⁽⁴⁴⁾が廃止されて、現行の拘禁法が制定、施行されている。

重点は、仮釈放との接続を意識しつつ、施設内の生活と出所後の生活の連続性をどのように保つかということである。⁽⁴⁵⁾在来の施設外滞在に関する行刑法三四条を廃止して、下記の四個の出所措置を設ける法改正が二〇〇六年に行われ（二〇〇七年改革）、その内容は、ほぼそのまま拘禁法に受け継がれている。

① 外部通勤

受刑者が日中施設外で勤務し、学科教育もしくは職業訓練に参加し、処遇（治療）を受け、又は特に準備された活

動に参加することをいい、受刑者が釈放後通常の社会生活に入っているようにしてやる必要のある者に対して認められる（拘禁法一章二条）。

② 保護滞在

社会サービス法（二〇〇一年法律四五三号）⁽⁴⁶⁾六章一条に定める居住と保護のためのホームに収容することを意味する。この措置の対象となるのは、依存性の薬物乱用のある受刑者などで、再犯その他の危険のない者である（拘禁法一章三条）。

③ 中間施設収容

これは、受刑者を補導援護するのに適した、矯正保護の統制下にある施設に受刑者を収容することである。三月以上かつ刑期の半分の執行を受け終った者で、再犯その他の危険のない者がこの措置の対象になる。受刑者は、中間施設で服役し、学科教育もしくは職業訓練に参加し、処遇（治療）を受け、又は特に準備された活動に参加することになる（拘禁法一章四条）。

④ 延長外部通勤

これは、矯正保護の統制を受けながら、自宅で刑の執行を受けることを意味する。三月以上かつ刑期の半分の執行を受け終った者で、再犯その他の危険のない者がこの措置

の対象になる。住宅として使用できる自宅のある者でなくてはならない。受刑者は、自宅で服役し、学科教育もしくは職業訓練に参加し、処遇（治療）を受け、又は特に準備された活動に参加することになる（拘禁法第一章五条）。

以上の出所措置の許可には矯正保護当局が必要とする条件を付することができ、その条件の遵守を確保するため電子的補助手段を講じることができる（拘禁法第一章六条）。

一方、上記の出所措置を受ける者は、善行を保持し、アルコールその他の酩酊性物質の摂取を控え、その統制のために血液検査、尿検査、呼気検査を受けることを義務付けられ、施設外滞在について有意意味な状況を矯正保護に連絡し、矯正保護の指示に従って矯正保護と接触を保ち、出所措置に適用される条件又は規定を守れることを義務付けられる（拘禁法第一章七条）。

出所措置の許可は、①その必要がなくなった場合、又は②対象者が告知された条件に従って自らを正さず、又は出所措置に伴う義務を履行しない場合破棄される（拘禁法第一章八条）。

B. 電子的統制を伴う強化観察

電子的統制を伴う強化観察は六月以下の拘禁に処された受刑者本人の申請に基づいて、矯正保護施設外で実施され

る。ただし、保護観察に併科された拘禁受刑者には適用がない。これに関する規定は刑法の中にはなく、別に電子的統制を伴う強化観察に関する法律（一九九四年法律四五一号）⁽⁴⁾が存在する。裁判所は単に被告人を有期の拘禁に処する。拘禁に処された者がその執行を受ける段階で、矯正保護が受刑者にその情報を提供する（同法一〇条）。受刑者の申請に基づいて矯正保護が審理を行い（同法九条一項）、その判断で強化観察が実施される。申請に対する矯正保護の決定に対しては不服申立ができる（同条二項）。

電子的統制を伴う強化観察を受けることになった者（同法三条）は、足に発信機を装着され、同時に自宅の電話器に矯正保護に接続する受信装置を付設することによって行動規制を受けることになる。この機械の使用のために受刑者は一定の費用を負担する（同法五条）。受刑者は矯正保護と接触を保たなければならない（同法六条）。また、対象者は、尿検査、血液検査、呼気検査等必要な検査を随時受ける義務を科される（同法四条）。

施設外執行は保護観察ではないので保護司は選任されず、矯正保護の職員が直接対象者と接触を保ち、行動の監視にあたる。監視のために補助者を用いることができる（同法六条二項）。

この制度は、拘禁による自由の剥奪がもたらす有害な効果を減殺すると同時に、拘禁という刑罰のもつ介入的な性格は維持したいという刑事政策的な関心に基づいて構想された。電子的統制を伴う強化観察が拘禁の施設外執行或いは拘禁の一形態と理解されているのはそのためである。⁽⁴⁸⁾

第五 条件付判決

条件付判決は刑法二七章に規定されている制裁である。罰金が十分な制裁とされる犯罪には用いられない(同章一条)。しかし一方、拘禁を猶予するという判決になるわけでもない。刑罰(罰金と拘禁)を含めて刑法に規定されている制裁を条件付きで猶予するものである。

条件付判決に処された者には二年間の観察期間が科される。その間対象者は、善行を保持し、能力に応じて自分の生計を維持しなければならない(刑法二七章四条一項)。

条件付判決には、犯罪に対する法定刑に罰金が含まれているか否かに関係なく二〇〇日以下の日数罰金を併科することができる(刑法二七章二条、同三〇章八条)。その他遵守事項として刑事損害賠償義務の履行とともに、被害者に協力して犯罪によって生じた損害の回復を図ることを定めることができる(刑法二七章五条)。

条件付判決にはいわゆる社会奉仕命令を遵守事項として定めることができる(同章二条の二)。社会奉仕命令は、自由刑の代替処分として一九九〇年より試行的に実施され、その効果を確認した後保護観察の遵守事項として一九九三年一月一日より全国施行された。この命令は、更に一九九九年一月一日より条件付判決に拡大され、その際に特別法から刑法典の中に取込まれた。

社会奉仕命令は条件付判決を言渡す際に観察期間中の遵守事項として被告人に科される。二条の二の規定によると、四〇時間以上二四〇時間以下で裁判所の定める時間無報酬の労働に服することがその内容である。社会奉仕命令は被告人が同意する場合にのみ適用され、拘禁と同様の介入性を求められるが、人間性に反するような使役を内容としてはならない。同意を要件とするのは、この命令の実質的な効果を実現するためには被告人の意欲が決定的であると同時に社会奉仕を強制労働としないためである。⁽⁵⁰⁾ 作業の内容は、環境・自然保護、教育・文化・体育活動など公共活動に関するものを選ぶものとされている。⁽⁵¹⁾

この命令は保護観察と条件付判決の双方に用いられるが、どちらの場合も拘禁に代替する性格をもち、対象者の社会適応を促進すると認められる点は同様である。その相違は、

条件付判決と保護観察の制裁の相違に帰される。その要点は、対象者の犯した罪が初犯で継続の危険性がない場合、対象者に対する監督の必要性のない場合等が条件付判決（刑法三〇章七条一項参照）、その逆の場合が保護観察とされる（刑法三〇章九条一項参照）。また、社会奉仕命令を独立の制裁としなかった理由として、制裁体系の中の位置付け、特に制裁選択に関する現行規則の変更という大きい問題を引き起こすことが挙げられている⁽⁵²⁾。

条件付判決に罰金を併科するのは犯罪の重さに対する考慮を働かせるためで、前述のように条件付判決には罰金が併科される⁽⁵³⁾。社会奉仕命令が併科されるのは、犯罪は軽いが対象者の個人的状況からそれが適当と認められるためである。損害賠償等は、その必要性に応じて命じられる。

社会奉仕命令を遵守事項とする条件付判決の言渡しには、拘禁に換算した場合の刑期の指定が必要とされる（同章二条の二、二項）。換算率は、下限の四〇時間が一月の拘禁、以下一月ごとに二〇時間を加算し、上限の二四〇時間は一月の拘禁に対応するものとされている⁽⁵⁴⁾。この基準は社会奉仕命令の試行期間中の運用の評価に基づいている。

最高裁判所の判例によると、次の場合に社会奉仕命令付の条件付判決が選択されている。①一五四リットルの焼酎

をドイツから密輸入しようとした男に対して、刑を受けた前歴がないこと、犯罪を継続するとは認められないこと、社会奉仕命令に同意していること、及びその個人的状況等にてらしてこの命令が適当と認められることを理由として、②運転後の検査で呼気一リットル中〇・六二ミリグラムのアルコールが検出された飲酒運転の男に対して、検出量が比較的小さいこと、飲酒運転が交通量の少ない時間帯に行われ、危険性が小さかったこと、運転は早朝駐車場から自宅までの短距離の移動であったこと、犯罪を継続するとは認められないこと、社会奉仕命令に同意していること及びその個人的状況等にてらしてこの命令が適当と認められることを理由として、それぞれこの処分がなされている⁽⁵⁵⁾。

社会奉仕命令の執行は、矯正保護の所管である（社会内制裁の執行に関する政令（一九九八年六四三号）三章一条）。

第六 保護観察

保護観察は刑法二八章に定められている。罰金で十分な犯罪について被告人を保護観察に処することはできない。保護観察の判決は、確定をまたずに執行され、執行開始の日から原則として三年間継続する。その間対象者は監督に

服する（刑法二八章四条）。そのため刑法は、裁判所が判決の確定するまでその執行を延期できるという趣旨の規定を設けている（同章五条）。保護観察の執行は、社会内制裁の執行に関する政令⁵⁶⁾による。

一、監督

保護観察の特徴は、条件付判決の項でも述べたように、監督と結合しているところにある。監督は保護司を通して行われる。保護司には矯正保護の職員があたる場合と一般の民間人があたる場合がある（同政令二章三条一項）。保護観察の判決の際裁判所は判決の中で矯正保護が保護観察に責任をもつ旨を示さなければならない（同政令二章一条）。矯正保護は、保護観察の判決の通知を受けた後速やかに監督が実行できるように準備をし、判決に保護司の指定のない場合には保護司を指定しなければならない（同政令二章二条）。保護司の指定について対象者は意見を述べるができる（同政令二章三条後段）。監督は保護観察の継続中存続するが、通常は一年で終了する（刑法二八章五條二項）。

二、社会奉仕命令

保護観察には社会奉仕命令を併科することができる。その条件は、条件付判決の場合と同様である（刑法二八章二条の二、一項）。規定の文言は条件付判決に関する二七章二条の二と全く同一である。また、これも条件付判決の場合と同様に日数罰金を併科することが認められている（刑法二八章二条）。

三、拘禁の併科

このほか、保護観察には一四日以上三月以下の拘禁を併科することができる（同章三条）。六二刑法の制定の際、保護観察には短期の施設収容処遇を付加することが定められていたが、⁽⁵⁷⁾少年拘禁の廃止とともに廃止され、現在の制度が導入された。法務資料の刑法典に掲載されている二八章三条の規定の内容から推測できるように、この施設内処遇は少年犯罪者を対象としたものであった。そこで、少年拘禁への批判とともにこの制度も批判され、一九八〇年の少年拘禁の廃止（一九七九年法律六八〇号）にあわせて廃止された。⁽⁵⁸⁾

この背景から本条の拘禁は刑法二六章に定める拘禁とは性質が異なる。この場合の拘禁には仮釈放がない（刑法二

六章六条二項)。拘禁の刑期を合算する場合に除外される(同章八条)。刑法に規定された拘禁の下限が三月を超えていてもこれを下回る拘禁を言渡すことができるが、少年犯罪者に対して拘禁に処すべきときに選択できる閉鎖的少年保護を言渡すことはできない⁽⁵⁹⁾。また、拘禁を併科するときには同時に被告人に社会奉仕命令を言渡すことはできない。

四、契約治療保護

更に、保護観察の付随処分として契約治療保護の制度が存在する。これについて筆者は別の機会に紹介したことがある⁽⁶⁰⁾。刑法三〇章九条二項三号は、「依存性薬物の乱用又は本質的な程度で保護もしくはその他の処遇を必要とするその他の特別な状況が犯罪の実行をたすけていた場合であつて、かつ被告人が自分のために作成された計画に従つて保護観察の執行と同時に命じられる適切な処遇を受ける意思を明確にしているか」否かに注意すべきことを定めており、このような場合裁判所は判決主文に代替的拘禁の刑期を明示するとともに、被告人が自ら実行する処遇計画に関する遵守事項を常に言渡さなければならない(刑法二八章六条の二)。契約治療保護が言渡された場合、その処遇は長期にわたることが予想されるため、保護観察の観察期

間の終了の例外が定められている(同章五条四項)。保護観察の選択基準については、拘禁に替えて保護観察を選択するときに考慮すべき事項が刑法三〇章九条に下記のように規定されている。

- (1) 保護観察が再犯の防止に役立つこと。
- (2) 被告人の罪と結合している個人的状況に変化があったか。
- (3) 薬物乱用に対する処遇を受けているか。
- (4) 契約治療保護を受ける意思を明確にしているか。
- (5) 社会奉仕命令の併科に同意しているか。

第七 少年の特別保護への委託

スウェーデン刑法の刑事責任年齢は一五歳である(刑法一章六条)。この年齢に満たない少年は刑事処分の対象にならず、すべて地方の社会福祉委員会が担当する。仮に触法行為を行つても完全な秘密が守られる。このほか、刑法には次のような事項が定められている。①二一歳未満の者に対しては拘禁の適用が制限される(刑法三〇章五条)。②裁判所はその若さに配慮して刑をできるだけ軽くする必要があるほか、二一歳未満の者を終身拘禁に付すことは禁止されている(刑法二九章七条)。特に、③一八歳未満の

者への科刑を回避することは、現行刑法制定の当初より確立した原理になっており（六二刑法三三章四条、現刑法三〇章五条）、この点は一九八〇年の社会福祉改革後も変化していない。⁽⁶¹⁾

一九八〇年の社会福祉改革⁽⁶²⁾によりスウェーデンの社会福祉制度は大きい変革を受け、統合的な社会サービスに一本化された。児童福祉もこの中に包み込まれ、日本の教護院ないし児童自立支援施設に類する施設であった国立の少年福祉学校は廃止され、強制的要素を最小限にする改革がなされた。その不足を補うため少年の保護に関する特別規定が別に制定されて、犯罪少年を含む要保護児童は、同規定一二条により特別な名称のない「特別に厳格な監視に服する必要がある少年の保護のための特別な少年ホーム」に収容されることになった。そして、これがいわゆる一二条ホームという通称の元となった。

少年の特別保護への委託は二〇〇六年の刑法改正で採用された章名である。⁽⁶³⁾ この改正により、それまで刑法三一章一条に規定されていた社会福祉委員会への委託は廃止され、刑法三三章一条以下に少年保護が規定され、同章二条に少年奉仕命令が独立の制裁として新設され、かつ、同章五条に同じく刑法三三章一条の二に規定されていた閉鎖的少年

保護が移された。こうして、少年に対する制裁は刑法三三章の中に「少年の特別保護への委託」として一つにまとめられることになった。

一、少年の保護（刑法三三章一条）

六二刑法三三章一条は二一歳未満の被告人が社会サービス法（二〇〇一年法律四五三号）⁽⁶⁴⁾ 又は少年の保護に関する特別規定（一九九〇年法律五二二号）⁽⁶⁵⁾ による保護又はその他の措置の対象となり得る場合、裁判所が被告人を児童（社会福祉委員会に委託することができるとを定めていた。この規定は上記のように二〇〇六年に廃止になり、新たに「少年の保護（Ungdomsvård）」という独立した制裁に処すという規定が三三章一条に新設された。

少年の保護の内容は二つに分かれており、一つは社会サービス法に根拠をもつもの、他は少年の保護に関する特別規定に根拠をもつものである。前者の場合、社会福祉委員会は被告人である二一歳未満の少年との間で少年契約（Ungdomskontrakt）を結び、それを守る旨の遵守事項を裁判所は定めなければならない。後者の場合は社会福祉委員会の作成する保護計画を判決に添付しなければならない。実際には少年の保護に関する特別規定に定められている一

二条ホームへの収容が主な狙いであるといつてよい。同規定によると次の二つの場合に少年に対して強制的保護、即ち一二条ホームへの収容が可能であるが、犯罪少年の場合にはほぼすべて②の行為事由に該当する⁽⁶⁶⁾。

① 家庭内における身体的又は心理的暴行、虐待、養育の欠陥又はその他の状況に基づき少年の健康又は発達に害される明白な危険が存する場合(同規定二条・環境事由)、

② 少年が依存性薬物の乱用、犯罪行動、又はその他の社会的に破壊的な行動により害される明白な危険に自らの健康又は発達を曝している場合(同規定三条・行為事由)。

制裁としての少年の保護の導入により、少年に対する刑事処分の形式は整ってきたが、まだ、司法処分としての制裁とその後につづく行政処分としての社会サービス法及び少年の保護に関する特別規定による保護の接続には問題が残っている。裁判所も社会福祉委員会も独立の判断機関であること、及び行政的には地方行政裁判所等の上級判断機関と社会福祉機関との関係により裁判所の意向通りにこの制裁が運用される保証がないからである⁽⁶⁷⁾。

犯罪の刑罰価値及び被告人の犯罪歴にてらして必要な場

合、社会福祉委員会への委託には、後述の少年奉仕命令を併科できるほか、犯罪に罰金が法定されているか否かに関係なく二〇〇日以下の日数罰金を併科することができる(三三章三条一項)。

また、三三章一条五項は財産的損害を生じた犯罪を行った少年に対して、生じた損害の回復その他の作業を被害者のために行うことを命じることができると規定している。この命令は被害者が同意する場合にのみ付加することができる。

二、少年奉仕命令

少年奉仕命令は社会奉仕命令の少年版である。無報酬の労働又は指定された活動への参加を意味している。少年奉仕命令が検討課題になったのは、一九九三年のことであり、少年犯罪審議会がその答申の中でこれを独立の制裁として規定することを検討していた⁽⁶⁸⁾。

少年犯罪者への対応は、刑事処分ではなく社会サービス法の措置を優先させるというのが変わらぬ姿勢であり、一九九九年施行の刑法改正で、社会福祉委員会への委託が制裁として規定された際に、その付随処分として刑法に規定された。犯罪の刑罰価値及び被告人の犯罪歴にてらして必

要な場合、社会福祉委員会への委託には、少年の同意を条件に二〇時間以上一〇〇時間以下の少年奉仕命令を併科することができる（現刑法旧三一章一条三項二号）と定められた。

しかし、少年奉仕命令の教育的意味合い、同命令を罰金又は短期の自由剥奪に代わる、少年に適した制裁とする考え方が、これにより制裁体系が複雑化して理解困難になるという反対論を制して、二〇〇六年の改正で少年奉仕命令を独立の制裁として刑法に規定させることとなった。この際、他の制裁との軽重関係が問題とされたが、少年奉仕命令と社会福祉委員会委託との選択基準は社会サービス法の提供する援助措置の要否で、援助措置の不要な少年を少年奉仕命令に処すこととされた⁽⁶⁹⁾。

少年奉仕命令は、少年の同意を要件として二〇時間以上一五〇時間以下の無償労働の義務を課すものである。少年奉仕命令が少年の同意を前提としている理由は社会奉仕命令の場合と同じである。しかし、少年奉仕命令は社会奉仕命令よりも広範囲な適用が必要とされ、拘禁代替処分といふだけでなく、保護観察の代替処分としても活用すべきであるとされている。少年奉仕命令の実施機関は矯正保護ではなく、社会福祉委員会である。それは少年奉仕命令が少

年の特別保護への委託の執行形式の一つであることから当然と考えられる⁽⁷¹⁾。

三、閉鎖的少年保護（刑法三三章五条）

これは一の特種な場合である。一の場合に一二条ホームに収容された少年が裁判所の意図した処遇を受けているかという点で、裁判所にある種の不信感があり、これが出発点になって一二条ホームでの処遇を統制の取れたものとする改革が一九九八年に行われた。これについては筆者の別稿⁽⁷²⁾を参照してほしい。現在、この制裁は少年に対して、拘禁に代わる制裁として定着している。

この改革で刑法三三章に新たな規定（拘禁に代えて「閉鎖的少年保護」を科す）が追加される（一九九八年法律六〇四号）と同時に、閉鎖的少年保護の執行に関する法律（一九九八年法律六〇三号）が制定された。この規定が二〇〇六年の改正で新設の刑法三三章五条に移された。この規定によると、一八歳未満の者が犯罪を行った場合、その犯罪について拘禁を選択すべきときに、その拘禁に換えて有期の閉鎖的少年保護を選択しなければならないというものである。その期間は一四日以上四年以下の範囲で裁判所が定める。

閉鎖的少年保護の執行に関する法律によると、閉鎖的少年保護の執行はいわゆる一二条ホームで行われる(同法一条)。そして、閉鎖的少年保護の執行の責任は中央の国営施設が負う(同法三条)。国営施設は一九九三年に発足した機関で、一九八〇年の社会福祉改革によって少年福祉学校が消滅し、それらの施設の管理運営の権限が地方に委譲されることによって生じた取扱困難な犯罪少年に対する効果的処遇の実現を目指したものである。国営施設は、一九九四年には薬物乱用者に対する保護施設の運営責任をも引受けている。

本法制定後、この制裁の数は増えており、二〇〇六年には九九人がこの制裁を受けているが、その後は減少している(付表D・V及びVI参照)。二〇一五年八月現在閉鎖的少年保護を執行している国営施設の所轄する一二条ホームは二四施設、薬物乱用者保護施設は一一施設となっている(国営施設ホームページによる)。

四、検察官による公訴放棄

刑法上の制裁ではないが、少年犯罪者への対策として現行刑法制定以前より存在する制度である。少年法律違反者に関する特別規定(一九六四年法律一六七号⁷⁴)に規定され

ており、訴訟手続法二〇章七条による公訴放棄⁷⁵のほかに、一八歳未満の者は下記の場合に公訴の放棄がなされる(同特別規定一七条一及び二項)。

- ① 社会サービス法に定める保護の対象になっている場合。
- ② 少年の保護に関する特別規定に定める保護の対象になっている場合。
- ③ 少年が補導援護を得るその他の措置の対象となっている場合。
- ④ 犯罪が単なるいたずらにすぎない場合。
- ⑤ 少年が一二条ホームに収容中の場合(同特別規定九条)。

公訴の放棄の審査に際して、検察官は、少年が被害者に対する賠償の実現に誠意をもっているかどうかを検討しなければならぬ(特別規定一七条三項)。

少年への教育的効果を図るため、公訴の放棄は少年の面前で、保護者等の在席を求めて担当検察官が直接言渡すこととされている(特別規定一八条)。

第八 特別保護への委託

特別保護への委託は、刑法三一章に規定されている。特

別保護は

一、薬物乱用者に対する保護及び

二、法精神医学的保護

に分けられるが、二〇〇六年の法改正で刑法三一章の一条及び一条の二は廃止され、前述のように三三章が新設された。

一、薬物乱用者に対する保護（刑法三一章二条）

犯罪を行った者が薬物乱用者の保護に関する法律（一九八八年法律八七〇号）の対象者になり得る場合、裁判所は社会福祉委員会又はその者を収容している保護ホームの責任者に保護の準備を委託できる（刑法三一章二条）。

現行の社会サービス法に定める保護はすべて対象者の同意を前提とする任意の措置である。強制の要素の排除は一九八〇年の社会サービス法（一九八〇年法律六二〇号）の基本理念⁽⁷⁶⁾の一つであった。しかし、強制の要素を排除できない領域として少年犯罪者及び薬物乱用者⁽⁷⁷⁾が残る、これらについて個別の単行法が制定された。その一つが少年の保護に関する特別規定（一九八〇年法律六二二号）であり、他が薬物乱用者の保護に関する法律（一九八八年法律八七〇号）である。

刑法三一章二条は法定刑の上限が一年以下の拘禁にあたるすべての犯罪について適用があり、特定の関連犯罪、例えば日本でいえば覚醒剤取締法違反で有罪になった者というような制限は存在しない。逆に、被告人の個人的状況から薬物乱用者の保護に関する法律の適用を受ける者であれば、誰でも上記の法定刑の上限による制限の範囲内で、この規定の適用を受ける。複数の犯罪を行った者の場合にはそれらの中に一つでも一年を超える法定刑が規定されていれば委託を選択することができない。逆に下限は規定されていないので、法定刑が罰金のみ⁽⁷⁸⁾の事件でも本条を適用できる。少年成人の区別は特に規定されていないが、少年の場合は刑法三三章の適用を受けるので、この規定は主として成人被告人に適用される⁽⁷⁹⁾。

薬物乱用者の保護に関する法律の四条一項は、下記の場合に、強制保護を決定しなければならないと規定する。

- ① アルコール、薬物又は揮発性溶剤の継続的使用の結果その乱用から脱出するために保護を必要とする場合、
- ② 保護の必要が社会サービス法（二〇〇一年法律四五三号）又はその他の方法では充足できない場合、及び
- ③ 乱用の結果、

A. 自らの肉体的もしくは精神的健康を深刻な危険に

曝している場合、

B. 自らの生命を毀損する明らかな危険を犯している場合、又は

C. 自ら又は近親者に深刻な損傷をもたらす危険のある場合。

この要件が充足され、かつ法定刑が一年以下にあたる犯罪事実が認定されたときに、この特別保護への委託の判決が可能になる(刑法三二章二条)。

上記の五個の要件のいずれかを充足する場合、薬物乱用者の保護に関する法律は、乱用者と規則的に接触する機関及び医師に乱用者を社会福祉委員会に届出る義務を課している(同法六条)。社会福祉委員会は届出により乱用者を知った場合には調査を開始し、調査の結果強制的保護が必要だと認めた場合には地方行政裁判所に対して強制的保護の申請を行う(同法一一一条一項)。この申請には第九条による医師の診断書又は社会福祉委員会の調査の結果を添付しなければならない(同法一一一条二項)。申請に基づいて地方行政裁判所は審理を行い、強制的保護について決定する(同法五条)。刑法の規定に従って乱用者の保護の委託がなされる場合にもこれらの手続を行うことが必要で、その結果例えば地方行政裁判所が社会福祉委員会の強制的保

護の申請を棄却した場合、検察官の請求によって裁判所は事件を再審理して他の制裁を言渡す(刑法三八章二条)⁽⁹⁾。

この制度は、前述の契約治療保護とは異なる。契約治療保護は保護観察の付随処分であり、保護司又は矯正保護の職員による監督に服する上、条件違反に対しては拘禁が科される。一方刑法三二章二条の制裁は、独立の制裁で、被告人を社会福祉委員会に委託するか又は被告人が既に乱用者保護のためのホームに収容されている場合に同ホームの理事会に必要な保護の準備を委託するものである。そのため裁判所が社会福祉委員会又はホームの代表者を審問することを同条は定めている。この意味で、こちらは、社会サービスの機関に被告人の処遇責任を負わせるものであり、矯正保護とは全く無関係である。

二〇〇五年に、乱用者保護に関して対象者の人権の尊重と処遇効果の確保のバランスをとった改革が行われた。これにより、上記の保護措置の要件の明確化が行われ、同時に国営施設庁の権限が強化された。

強制的保護を実施する薬物乱用者収容施設はLVMホームと呼ばれる(薬物乱用者の保護に関する法律二二条)。これらのホームは国営施設庁が所管する(同法二五一条一項参照)。国営施設庁のホームページによると二〇一五年八

月現在LVMホームは全国に一一施設がある、その定員は二〇〇七年の資料では三四八である。二〇一〇年代にこの制裁を受けている数は、一〇件前後である(付表D-VI)。

二、法精神医学的保護(刑法三二章三条)

これは精神障害犯罪者の取扱に関する規定である。刑法三二章三条が、

「定められた制裁が罰金にとどまらなと判断される罪を犯した者が深刻な精神障害に罹っている場合、裁判所は、その精神状態及びその他の個人的な事情にてらしてその者を自由剥奪及びその他の強制と結合した精神医学的保護のための医療保護施設に収容する必要があるとき、その者を法精神医学的保護に委託することができる。

罪が深刻な精神障害の影響下に犯された場合であつて、その精神障害の結果その者が重大な犯罪を再度実行する危険が存する場合、裁判所は、法精神医学的保護に関する法律(一九九一年法律一一二九号)により特別な解除事由審理が行われるべき旨決定することができる。

被告人の過去の犯罪にてらして又はその他の理由により必要な場合、裁判所は、法精神医学的保護への委託と結合して他の制裁を言渡すことができる。ただし、拘禁又は他の特別保護への委託を言渡すことはできない。」

と規定する一方、刑法三〇章六条は、

「深刻な精神的障害の影響の下に罪を犯した者を拘禁に処することはできない。右の場合、他のいかなる制裁も判決されるべきでない」と認めるときは、裁判所は、被告人に制裁の免除を与えなければならない。」

と規定していた(二〇〇七年まで)。

よく知られているように、スウェーデンは一九六五年の刑法改正で責任能力に関する規定を全廃した。⁽⁸⁰⁾この改正を指導したセキュリターを支えた精神医学者、チンベリーはすべての犯罪者を精神障害者と考えていたといわれ、責任能力概念を不要としていた。チンベリーによる自由意思否定の根拠は、①科学的思考が進めば、一般的な因果法則からの離脱を認める人はいなくなる、②自由意思の有無を判断する基準は存在しない、③自由意思を有する人がそれを失うというのは自由意思の概念に反する、④自由意思に代わる概念を見つけ、それを責任能力概念の基礎にする試みは失敗している、の四点である。⁽⁸¹⁾責任能力概念の放棄に際して特別な議論はなかったとの指摘もある。⁽⁸²⁾筆者は、責任

図 A 精神障害犯罪者の取扱い

	深刻な精神障害の有無 (○はあり、×はなし)		制 裁	
	行 為 時	裁 判 時	拘 禁	法精神医学的保護
場合 1	○	×	禁 止	不可能
場合 2	○	○	禁 止	可 能
場合 3	×	○	可 能	可 能

「場合 2」の場合、深刻な犯罪の再犯の危険性があるときは、
地方行政裁判所による特別な解除事由審査が必要になる。

能力概念をめぐる議論には暗いので、これ以上この問題に深入りすることは避けたい。ただ、責任能力概念を否定した結果生じていることを述べておきたい。

責任能力概念が存在しないので、罪を犯した者、日本流に言えば構成要件に該当する事実が認定された者は違法性が具備されればすべて何らかの刑法上の制裁を受けることになる。前述の刑法三〇章六条の取扱いは例外的であり、件数も少ない。違法性の阻却事由については刑法二四章に個別的に規定されている。ヤレボリによれば、責任能力概念の問題を多様化された制裁体系が解決しているとき

れる。⁽⁸³⁾

かくて、故意及び過失についても、その存否の判断よりも精神障害の存否の判断が優先するとの立場がとられている。ただ、明らかに故意又は過失が認められなければ被告人を無罪とするのは当然であるとする。その基礎には精神障害の概念が当然故意概念を排除するものではないという判断がある。例えば、被害妄想に悩む者が妄想によってある人を殺害したような場合、その者には明確に人を殺害する故意があり、殺害することを欲してその行為を行っているとみるのが自然であるとする。こうした場合には精神障害者の行為に故意の存在を認定してもよいと考えられている。⁽⁸⁴⁾

精神障害の判定は二段に分けて行われる。犯行時と裁判時の二段である。刑法三〇章六条は、行為の時に「深刻な精神的障害⁽⁸⁵⁾の影響下に罪を犯した者を拘禁に処することはできない。」と規定していた。と同時に、刑法三一章三条は、「……罪を犯した者が深刻な精神的障害に罹っている場合、裁判所は、その精神状態……にてらして……その者を法精神医学的保護に委託することができる。」と規定していた。この二個の規定は、深刻な精神障害の影響下に罪を犯した者を拘禁に処することを禁じるとともに、裁判の

時に深刻な精神的障害を示していない者を法精神医学的保護に委託出来ないことを意味する。この状況は、図Aのよう⁽⁸⁶⁾に図示された。

この問題にかかわりのある刑法の改正は二〇〇八年に行われ（二〇〇八年法律三三〇号）、刑法三〇章六条は、左記のように改正された。⁽⁸⁷⁾

「深刻な精神障害の影響下に罪を行った者は、第一に拘禁以外の制裁に処さなければならない。裁判所は、明白な理由が存する場合にのみ拘禁に処すことができる。（以下編略）」

しかし、精神障害犯罪者の問題は現在もなお検討中である。⁽⁸⁸⁾

以上の諸点を念頭において改めて刑法三一章三条をみる。同条は、犯罪を行った者が精神障害者であった場合の制裁を定めている。そこには一項から三項まで三個の要件が規定されている。

A. 刑法三一章三条一項

刑法三一章三条一項は、当該犯罪に対する制裁を罰金に止めることができないと判断される犯罪を行った者が深刻な精神障害に罹っている場合、その者を法精神医学的保護に付すことを定める。

ここにいう深刻な精神障害として、精神医学的強制保護及び法精神医学的保護の社会庁のマニュアルは、

- (1) 現実評価の障害、妄想、幻覚及び錯乱を伴う精神病性の状態。

- (2) 脳外傷の結果としての現実評価障害及び見当識能力の欠如を伴う深刻な精神的機能の低下（認知症）。

- (3) 自殺念慮を伴う深刻な抑うつ状態。

- (4) 重篤な人格障害（性格障害）。

- (5) 精神病的な性質の、精神的機能への影響をもつ危機反応。

- (6) 震顫譫妄、アルコール性幻覚及び明らかな痴呆状態（認知症）を伴うアルコール性精神病。

- (7) 薬物乱用者を襲う精神的疾患。

- (8) 薬物乱用者の落ち込む深刻な錯乱状態で、その健康及び生命に明白な危険を及ぼすもの。

- (9) 一定の、短期間の重篤な状態の禁断症状。

- (10) 精神分裂病（統合失調症）やうつ状態もその状態により、深刻な精神障害に含められる。

- (11) その他の精神障害で、その性質及び症状から深刻なものと評価されるもの。

- (12) 窃盗狂、放火狂、性的倒錯、ペドフィリア、性的サディズムも場合により含まれる。

を深刻な精神障害として例示し、検討の必要性を指摘している。⁽⁸⁹⁾

この要件に該当する場合、裁判所は被告人を法精神医学的保護に委託しなければならない。ただし、委託に際しては必ず法精神医学的調査が実施され、この委託を必要とする精神科医⁽⁹⁰⁾の意見が必要である。法精神医学的調査は法医学庁の管轄下にある法精神医学クリニックが行う。法精神医学的保護は犯罪性精神障害者に対する医療行為となるので、ランズテイング・ムーアソンがその責任を負う。つまり、対象者は公立病院の専用の閉鎖病棟に収容されて治療を受ける。筆者は、ストックホルム市郊外の施設を訪問したことがあるが、法精神医学的保護の対象者の収容施設と精神障害者の強制的保護病棟とは同じ敷地内にあり、設備もほぼ同一で外見上の相違はないように思えた。

B. 刑法三一章三条二項

同条二項が定めるのは、深刻な精神障害のある犯罪者で同種の罪の再犯可能性のある者である。再犯の危険性を判定するのは法精神医学的調査である。危険性が認定されると裁判所は、特別な解除事由の審理を伴う法精神医学的保護に被告人を付する。

この場合、保護の終了、即ち解除を地方行政裁判所の審

理に委ね、精神科医の判断のみで患者を退院させることはできない(法精神医学的保護に関する法律一六条の二)とされ、同時に精神医学的強制保護及び法精神医学的保護の双方に共通する開放的保護(通院保護)を制度化した⁽⁹¹⁾。そして、再犯可能性の判定は法精神医学に委ねられている。そのため、法医学庁の制定したマニュアル⁽⁹²⁾が存在する。その詳細は、注⁽⁹²⁾に記載してあるとおりである。また、筆者は、たまたまHCRGという診断マニュアル⁽⁹³⁾を入手した。これは、カナダで使用されているものをスウェーデン向けにアレンジしたものである⁽⁹³⁾。

C. 刑法三一章三条三項

同条三項は、保護観察、条件付判決又は罰金を法精神医学的保護への委託の制裁に併科できることを定めている。前記のように、精神障害犯罪者を拘禁に処すことは明文をもって制限されており、犯罪歴ある対象者等、再犯を防止するために委託以外の措置が必要な場合、事件の大きさから何らかの補充的処分が必要な場合等に対応するために、制裁の併科が必要になるとされる。また、保護観察を併科した場合には、契約治療保護にかかる遵守事項を命じる⁽⁹⁴⁾ことが可能になる。

第九 最近における改正提案

以上で現行の制裁内容の紹介を終えるが、二〇一二年に奇しくも刑法改正に関する新たな調査会答申と精神医学的強制保護及び法精神医学的保護の領域における新たな答申とが発表されている。その内容をここで概略紹介しておきたい。

一、「新制裁」

一九八九年に一九八八年公布の刑法改正法律（現刑法）が施行された後今日までになされた制裁体系の全面的検討には、二〇一二年の答申のほかにも一つ一九九五年に提出された刑罰体系審議会の答申がある⁽⁹⁷⁾。

この審議会の設置指示（Ds 1992:47）の中に、拘禁の代替処分として施設外で執行される措置が増加していることを前提に、刑罰の基本的な分類を罰金、拘禁及び条件付拘禁という三個の刑事処分のもとに構造化するという案が取上げられている⁽⁹⁸⁾。

この指示を受けて、審議会答申は、刑法の制裁体系の再構築を意図して検討を行い、制裁制度の改革案として、罰金以外に、観察刑（*Provodisstraff*）、監督刑（*Övervakningsstraff*）、社会奉仕命令（*Samhällstjänst*）、電子的統制によ

る拘禁（*Fängelse genom elektronisk övervakning*）、施設内拘禁（*Fängelse inom anstalt*）、契約治療保護（*Kontraktvård*）及び特別保護への委託（*Överlämnande till särskild vård*）をそれぞれ独立の制裁として規定することを提案する一方で、条件付拘禁の刑としての新設の提案を行わなかった⁽⁹⁹⁾。しかし、同時に審議会の意図した各処分の独立化も立法化されなかった。この審議会答申の後に、政府内立法覚書、「少年法律違反者に対する制裁（Ds 1997:33）」に基づいて、拘禁に代わる少年犯罪者に対する閉鎖的少年保護（前述第七の三）が二〇〇六年に法制化された⁽¹⁰⁰⁾。

更に、二〇〇八年に設置された刑罰水準審議会は、その答申の中でいわゆる均衡理論⁽¹⁰¹⁾に基づいて特に人身犯の重罰化の方向で法定刑と量刑の問題を扱い、その結果二〇一〇年の刑法一部改正が行われた⁽¹⁰²⁾。

一方、二〇〇九年法務大臣は、「制裁体系の検討」指示⁽¹⁰³⁾を出し、この指示に基づき「制裁調査会（*Baldjdsutredning*）」が組織され、均衡理論を基礎として下記事項の調査が委託された⁽¹⁰⁴⁾。

① 調査会は、罪の意義の限定とその内容の明確化を図り、更に過去の犯罪がその後の犯罪に対して持つ意義

を、制裁の量定とその後の犯罪の効果的防止の観点からの調査すること、

② 制裁体系の信頼性を維持しつつ、拘禁、特に短期の拘禁を減少すること、

③ 再犯その他の条件違反行為に対する、施設内執行の拘禁以外の介入措置、

④ 電子的統制による強化観察の拡大活用、

⑤ 日数罰金の利用拡大と効果的徴収法の検討、

⑥ 一八歳以上の者を刑法上成人として扱うこと、

⑦ 一八歳未満の少年への罰金の適用、及び

⑧ 条件付拘禁の採否。

変更の基本は「条件付拘禁」⁽¹⁰⁷⁾の新設にあり、旧刑法時代の宣告猶予あるいは日本の執行猶予に類似した制度のいわば再導入を検討するものである。

導入を必要とする理由として挙げられているのは、制裁体系の分かり易さであるとされ、一九八八年の改革は、個々の制裁の多様な組合せにより制裁体系が複雑化されたため非常に分かりにくいものになったと批判される⁽¹⁰⁸⁾。そこで、刑を罰金と拘禁の二種に限定し、いわゆる社会内処遇を全て拘禁の施設外執行ととらえ、施設外処遇の対象者が処遇期間中の再犯や条件違反を犯したときの処分が通常何

らかの形の拘禁の施設内執行になる点に着目して、これらを条件付拘禁の個別的内容とみなすのである⁽¹⁰⁹⁾。これが、理由の中核で、拘禁（実刑）以外のすべての処分は拘禁代替処分だとみるのである。こうすることにより、制裁体系は単純化される。そして多様な社会内処遇を含む制裁群は、拘禁に次いで、制裁の重さを順序付けるものとされる。

同調査会は、改正草案の中で上記を基本に一章三条を

「本法において罪に対する制裁は、刑である罰金及び拘禁並びに第三章に定める少年法律違反者に対する制裁と理解される。」

と改正することを提案し、条件付判決、保護観察及び特別保護への委託を制裁からは排除している⁽¹¹⁰⁾。また、提案されている草案の新たな章別に従って第三編の内容を示すと、①罰金（二五章）、②拘禁（二六章）、③条件付拘禁（二七章・新）、刑の量定及び制裁の猶予（二九章）、⑤制裁の決定（三〇章・新）、⑥条件付拘禁の要件（三一章・新）、⑦少年の制裁（三二章・新）の順となり（以下編略）、保護観察（二八章・現）及び特別保護への委託（三一章・現）は削除されている⁽¹¹¹⁾。

条件付拘禁の内容は、制裁としての罰金及び少年の保護を除き拘禁が選択されない場合に選択される制裁である。⁽¹²⁾

条件付拘禁には試験期間が定められ、同時に一定の条件（犯罪を継続しないこと及び一定の処分に服す）が付される⁽¹³⁾。付随処分には、現行の監督、社会奉仕命令、契約治療保護などのほか新規の処分を含めることができる。調査会は、草案の二七章及び三二章に詳細な規定を設けており、現在矯正保護において実施されているいわゆる拘禁に代替する処分すべてが条件付拘禁に併科される処分として取扱われる⁽¹⁴⁾。電子的統制による強化観察も拘禁の執行方法ではなく、付随処分として扱われる⁽¹⁵⁾。

これらの改正提案のうち、刑の量定に関して、本年（二〇一五年）刑法の部分改正が実現し、刑法二九章五条が改正された⁽¹⁶⁾。改正の内容は、二九章五条中三号を

「被告人が自首したか、又は、罪の捜査に本質的な重要性をもつ情報を任意に提供したか」

と改正して五号とし、八号に

「罪の刑罰価値に従い量定された刑が、当該罪の結果受けた

他の法律的制裁にてらして、不釣り合いに厳しいものとなるか」

の規定を新設し、規定の各事項の配列を変更、整理したものである⁽¹⁷⁾。この前者は、いわゆる訴答（司法）取引に相当する制度に関わるものである⁽¹⁸⁾。もう一つの改正は、少年奉仕命令（刑法三二章二条）の要件に少年の同意を不要とすることが定められたことである⁽¹⁹⁾（本稿第七の二参照）。

以上を含めて、現在形で制裁制度全体の改正作業がどのように進展していくか、関心を深めていきたい⁽²⁰⁾。

二、精神医学と法律

精神医学法制調査会の改正草案の中核は、精神医学的強制保護に関する法律の全面改正と法精神医学的保護の廃止である。形の上では再び一九九一年法制⁽²¹⁾（現行法制）成立以前の状態に戻ることである。勿論、法医学庁⁽²²⁾が存在し、精神医学が格段に進歩している現在、制度の実質的内容はその当時よりはるかに進んだものになっていると考えることができる⁽²³⁾。同時に、改正草案には危険な精神障害犯罪者に対する社会防衛処分（措置）に関する法律の草案が含まれている。

答申は、刑法上の問題と精神医学上の問題の双方を扱い、精神障害犯罪者に対する処分の総合的な検討を図っている。その出発点は精神責任委員会の答申⁽¹²⁴⁾であり、この答申の中では、刑事責任能力制度の復活とともに社会防衛處分の制度化が提案されている。

精神医学法制調査会の意図する刑事責任能力の復活は、具体的には刑法一章に二条の二、

「下記の四個の事由があつて、その状況においてその行為の内容を理解し、又は自らの行動をその理解に適合させる能力を欠いていた場合その者の犯した行為は罪を構成しない。

- 一、深刻な精神障害、
- 二、一時的な意識混乱、
- 三、重い発達障害、又は
- 四、深刻な痴呆状態（認知症）。」

を新設することであり、社会防衛處分は、刑法上の制裁ではなく、精神医療法制の中に単行法として犯罪的に危険な精神障害者の再犯を防止するための強制的閉鎖的処遇を実現するものである⁽¹²⁵⁾。

筆者の解釈では、刑法学と精神医学の双方に共通する概念として「深刻な精神障害⁽¹²⁷⁾」が定められていることにより、

その状態にある犯罪者はすべて精神医学の領域に取込み、刑法上は特別保護への委託という制裁を置いているという現状を改めて、刑法上の概念として刑事責任能力を復活させて、その種犯罪者を刑法上の制裁から排除し、同時にその危険性の発現の防止を精神医学の領域で図るという発想である。

ただ、刑事責任能力制度を採用しない場合には、刑法上の処分として新しい制度を考える必要はなく、すべてを精神医学の領域にゆだね、その治療活動の中で生じ得る人権と自由の制限にかかる決定を精神科医師の判断に委ねず、行政裁判所の介入を求めて妥当な判断を導こうとするのである。精神責任委員会の答申は、社会防衛措置を刑法の中に規定し、精神医学法制調査会は、これを刑法とは別の特別法⁽¹²⁸⁾として制定しようとしていることは、この点での両者の考え方の相違によるものと考えられる。

このように考えてくると、精神医学法制調査会の答申の提案、精神医学的強制保護に関する法律の全面改正と法精神医学的保護の廃止がごく自然なものであると理解されるように思う。ただ、実際にこの答申が現在どのように政府及び議会で取扱われているのかは、これも新制裁同様今後の展開に注意を向けていきたい⁽¹²⁹⁾。

第二〇 二〇一五年の状況

以上制裁制度の現在をまとめてきたが、五〇年の変化を統計数値からみると、付表D―IないしVIが得られる。この表では左の端に一九六五年の制裁の種類とその統計数値を、右の端に二〇一四年の制裁の種類とその統計数値を置いて、この間のすべての年の統計数値を連続して掲げている。

一九六五年と二〇一三年の統計を、罰金を除いて比較すると図B（二〇一四年の統計は本稿執筆時未発表）がえられる。この図から公訴の放棄が減少して条件付判決の数が増加し、拘禁と保護観察がほぼ同数であることがわかる。同時に、二〇一三年には略式命令又は社会奉仕命令を伴う条件付判決が相当数みられるなど、執行されている制裁の種類が一九六五年にくらべて豊富になっていることもわかる。また、制裁の選択及び刑の量定は法律に定める基準に従ってなされ、少年についてはあるが、詳細な量刑テーブルを作成している専門家もいる。⁽¹³¹⁾ただ、拘禁の数が余り変わらないといっても、電子的統制を伴う強化観察が実施されていることを考えあわせると、施設外の処遇、自由制限的制裁が徐々に主役の座に上って来ていることとともに、処遇内容の密度が濃くなってきていることが推測される。

現在の刑事政策的雰囲気としては客観的に行為を刑罰値

に基づいて判断し、これに衡平事由を加味して、犯罪者に対する適切な処分を公平に下す方向が看取される。⁽¹³²⁾制裁体系の新たな検討も進行しており、刑事責任能力制度の復活も問題にされている。⁽¹³³⁾

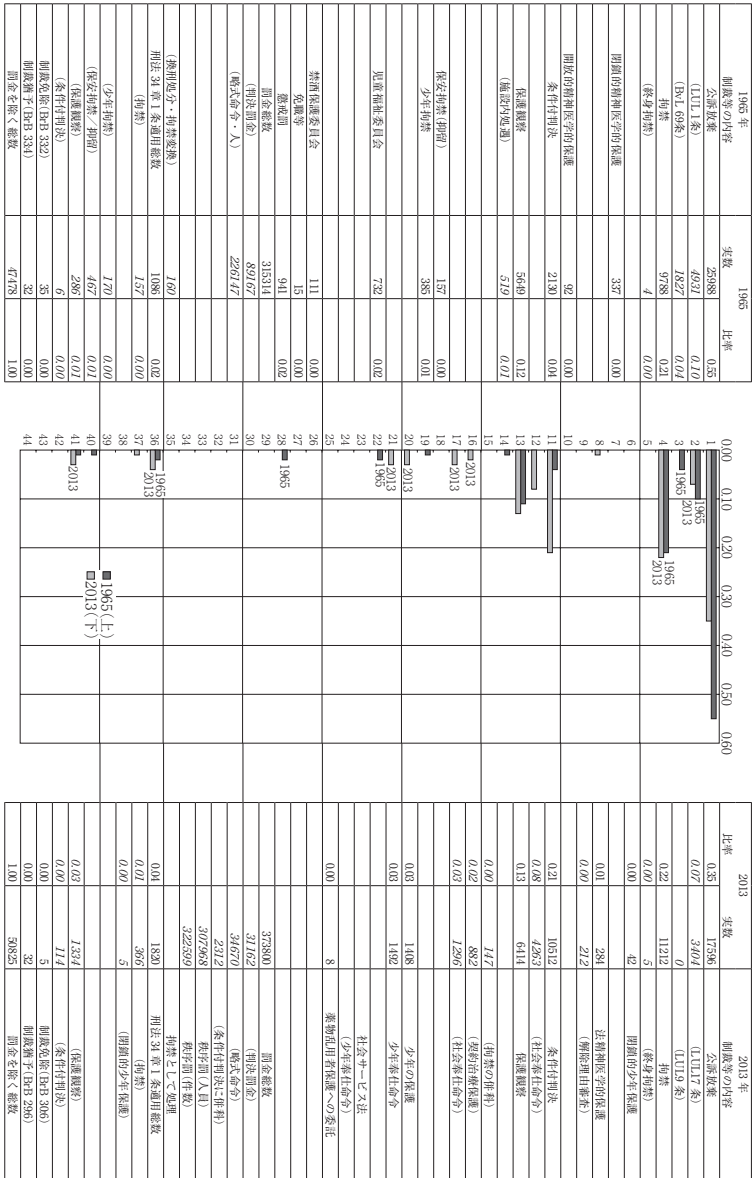
その一方、犯罪に対する対策の指導理念が、我が田に水を引くことになるが、

犯罪の原因	対策の基礎	制度的表現
犯罪の常態化	人間的扱い	社会内処遇（自由制限型）

という標語で理解され得るものとなってきた。犯罪の常態化とは、誰が何時どこで犯罪を行ってもおかしくない^(補注3)状況を指し、人間的扱いとは、犯罪者も人の子としてその個人的状況をできる限り尊重されなければならないということを示す。従って、犯罪者の処遇は自由の剥奪ではなく、スウェーデンの制裁体系に示されるような自由剥奪の回避と、それに替わる厳しさをもち社会内処遇の展開に向かうことを示す。筆者は、これを過去の研究で探った犯罪者処遇の指導理念につけ加えたい。⁽¹³⁴⁾

一方、国際的な政治状況からは、革新的な体制批判、攻撃の激化がみられる。テロリスト犯罪の影響下に犯罪防止のための事前措置として、テロリストのリストアップ、監視カメラ、電話傍受等が行われている。人権の侵害が問わ

図 B 犯罪により司法処理された者 (1965 年と 2013 年の比較)



制裁名カソ内及び数値のイタリツは内数。欄外の数字は付表 D・I～VI の欄外の数字と対応。付表 D・I 及び VI 参照。

れてもいる。これらは、九・一一事件以降の欧米社会全体の刑事政策的雰囲気とみてよいものである。

制裁体系の変化及び精神障害犯罪者の取扱いの変化については、それぞれ付表A及び付表Cを作成した。前者は刑法第三編の章名の変化を図示したものであり、後者は精神障害犯罪者法制の変動を図示したものである。付表Bは、刑法一編及び二編の各章の章名の変化を表示している。本稿の記述を理解する一助となれば、幸いである。

結語

本稿では、一九六五年施行のスウェーデン刑法典の約五〇年にわたる変化を、制裁制度を中心に概観した。これから先、制裁制度がどのように変化するかを予測することは困難である。法には、国家の道具であるものと国家を規制するものがあるという⁽¹³⁵⁾。スウェーデンの刑事法は、日本の刑事法ともどもどちらの方向への歩みをこれから進めて行くことになるのであろうか。

スウェーデンの制裁体系が現在理想としていることは、罪刑の均衡、正義、明確性、予見性、一貫性、人間性の各理念の実現であり、これに関連して、拘禁の回避と代替処分の探求が根強く存在する⁽¹³⁶⁾。そこでは、拘禁に比肩できる

強い介入性とともに、制裁の内容の人間性、経済性が強く求められている。また、本稿から明らかなように、制裁の内容が多様化して、きめの細かい処遇を可能にしている。一方、我が国ではまだ保護観察ですら刑法上の処分としての独立性を獲得しているとは言い難い。筆者は、保護観察を刑に格上げする必要性を感じ、刑法学会のワークショップなどでその旨発言をしたことがある⁽¹³⁷⁾。犯罪者処遇の多様化に向かうスウェーデンの制度には参考にするべき点が多いと思う。そうして、被告人自身が納得できる（これは刑の執行を容易にし、受刑後の再犯を減少させる）刑罰制度の実現に意をもちいて欲しいと思う。裁判員制度の運営を考慮するときこの思いはひときわ強くなる。

筆者のスウェーデン制裁制度研究は、国内では、故宮澤浩一教授、故菱木昭八朗教授及び萩原金美教授との出会いにより進展した。そして今松澤伸教授によって引継がれようとしている。筆者自身の精進も含め、今後の研究の発展を願いながら本稿を閉じたい。

最後に、ストックホルム大学犯罪学部名誉教授クスト・スベリ博士 (Prof. Em. Dr. Knut Sveri, Kriminologiska institutionen, Stockholms universitet) に心から謝意を表するとともに、同研究所のスタッフ（サルネッキ

(Prof. Jerzy Sarniecki) タム (Prof. em. Henrik Tham)、故ホーフェル (Id. Prof. Hanns v. Hofer) の各教授、矯正保護庁のクラレンツ氏 (Mr. Lars Kranz)、法医学庁のグランストレーム氏 (Mr. Pelle Granström)、犯罪防止委員会、矯正保護、社会庁及び国家施設庁のスタッフの方々に心から謝意を表する。(平成二十七年九月中旬の日)

(1) Sveriges Rikets Lag, Rättshistoriskt bibliotek, Bd.37, Nordiska Bokhandeln, 1984 が筆者の手許の参照可能な写真製版による復刻版テキストである。

(2) Inger, Göran: Svensk rättshistoria, Liber Förlag, 1983, s.16.

(3) Inger, a.s.s.133f. 刑法の歴史の変遷については、Simson, Gerhard: Das schwedische Kriminalgesetzbuch von 21. Dezember 1962, Walter de Gruyter, 1976 (紹介・宮澤浩一、ゲルハルト・シムソン著『スウェーデン刑法典一九七六年(ブツ)』、法学研究四九巻六号一八頁以下。)及び Wallén, Per-Edwin: Svensk straffrättshistoria Del 2, Almqvist & Wiksell, 1973. Annars, Erik: Straffteorierna i svensk rättshistoria, SvJT 49 årg. 1964, ss.241-253. Ågge, Ivar: Straffrättens allmänna del, 3:e tryck, 1970 (1st. 1961), ss.130-151.

(4) Inger, a. a. ss. 241-243. なお、古い時代の刑法史について、Annars, Erik: Svensk straffrättshistoria Del. 1, 2-ra uppl., Almqvist & Wiksell, 1973.

(5) 付表 A 及び B 参照。制裁に関する部分 (第三編) の改正年表は、Järelborg, Nils & Zila, Josef: Straffrättens påföljstärta 2:a uppl., 2007, ss.28-9 に載せられている。なお、罪に関する部分 (第二編) の改正については、Holmqvist, Lena et al., Brottspalken 1, 17 Suppl., s.m.ed: 3-4, ss.AA-3-5 の解説を参照。行為類型の種類と数は旧刑法と大きい相違はない。旧刑法では個々に単純な記述が選ばれていたが、六二刑法では各行為類型ごとに罪の重さの段階付けが定められている。これは、一九四二年の改正の影響とされる。

(6) 条文の数は二〇〇四年当時。旧刑法では刑は第二章に規定されていた。旧刑法第二章第一条の一八六四年制定当時の規定では、刑は、死刑 (Dödsstraff)、懲役 (Straf-arbete)、禁錮 (Fängelse) 及び罰金 (Böter) とされていた。また、一つの特徴は刑事損害賠償 (Skadestånd) に関する規定が第六章に置かれていたことである。

(7) 平野龍一著、犯罪者処遇法の諸問題、有斐閣、昭和三年、五頁。

(8) 宮澤浩一、「一九六二年スウェーデン新刑法典における『制裁』について」、同、刑事政策の源流と潮流 (刑事法論集第三巻)、成文堂、昭和五二年、一三五頁以下。法

- 務省刑事局、スウェーデン保護法草案 (Skyddslag, SOU 1956: 55) 、刑事基本法改正資料第三号 (佐藤賢訳) 、昭和三七一年。これ以前のものである。いわゆるチュレン草案独語版・Thyren, Johan C.W.: Prinzipien einer Strafgesetzsreform I, Gleerupska universitetsbokhandeln, Lund, 1910) 、及び、改正作業の批判的紹介・Olin, Gustav: Den svenska strafflagsrevisionen, SvJT 1924, ss.5-22, 73-100, 321-372 が存在する。Wallen: a. a. Svensk straffrätts-historia, ss.27ff は、一九一〇年から一九三三年までのチュレン時代と名づけている。
- (9) Strafflagskommissionen, SOU 1940: 20 och SOU 1944: 69.
- (10) Strafflagskommissionen (SRK), Brottsbalk, SOU 1963: 14.
- (11) Strafflagberedningen (SLB), Skyddslag, SOU 1956: 55. 注(7)及び(8)参照。
- (12) Brottsbalk, Prop 1962: 10, Wallen: a. a. Svensk straffrätts-historia, ss.36f. は、一九六二刑法の改正点を、①部分改正の積み上げ、及び②法典構成のカズイステークからシステマティックへの変換にあるとしている。
- (13) 後述第八の二参照。
- (14) Beckman, Nils et al. Brottsbalken I, 5te uppl. Norstedts, 1987, ss.60-63ff. ヴォトリ (Olaus Petri) の裁判官規則第二十五からの引用がなされている。坂田仁、¹⁾「スウェーデン『裁判官規則』」法学研究七一巻一〇号、平成一〇年、一一〇頁
- 参照。
- (15) Nytt straffsystem. Brå rapport 1977: 7, 抄訳、坂田仁、²⁾「スウェーデンの現行制裁体系の成立とその評価」、法学研究五二巻一二号、昭和五四年、五八頁以下。
- (16) 坂田仁、³⁾「スウェーデンにおける罰金制度の沿革―日数罰金を中心に―」、法学研究六三巻四号、平成二年、五〇頁以下を参照。
- (17) Påföljd för brott, SOU 1986: 13-15, 1986, 抄訳、坂田仁、⁴⁾「現行制裁体系を改正すべき理由 (スウェーデン)」法学研究六二巻三三号、平成元年、八四頁以下。
- (18) 坂田仁、⁵⁾「スウェーデン刑法における制裁の量定」、人間科学論究二〇巻、常磐大学、平成二四年、四九頁以下、及び、「オーケレン著『刑法29章5条における衡平理由について』を読む」、常磐大学大学院学術論究、創刊号、常磐大学、平成二六年、一頁以下。松澤伸、⁶⁾「スウェーデンにおける刑罰の正当化根拠と量刑論―いわゆる均衡原理の基礎―」、罪と罰五一巻三三号、平成二六年、七六頁以下。ここでは straffvärde (刑罰価値) が処罰価値と訳されている。
- (19) Frihet från ansvar, SOU 1988: 7.
- (20) SOU 1988: 7, s.51. NJA-2 1994, ss.413ff.
- (21) Hofer, Hanns von. Brot och straff i Sverige. Kriminologiska institutionen, Stockholms universitet, 2008, ss.173ff. cf.

- (22) Rylander, Gösta: Samhället och de psykiskt avvikande. Aldusserien, 1968, ss.153ff.
- (23) 坂田仁、「スウェーデン」『法精神医学的保護に関する法律』及び『法精神医学的調査に関する法律』（仮訳）、法学研究七六卷九号、平成一五年、六七頁以下、及び、「スウェーデンの精神障害犯罪者に対する刑法上の処分——二〇〇八年の刑法一部改正について——」、慶應義塾大学創立一五〇年記念法学部論文集・慶應の法律学 刑事法、平成二〇年、八五頁以下。
- (24) Rättsmedicinverket (RMV): The National Board of Forensic Medicine (pamphlet), 年不詳。及び、The Facts of the Case—Expert answers to tough legal questions—(pamphlet), 年不詳。RMV（法医学事業体）は法精神医学、法医学、法化学及び法血清学の中央研究機関として一九九一年に設立された。それは、裁判所、検察庁、警察官署、社会福祉委員会の委託を受けて調査・研究を行う機関で、二〇〇六（平成一八）年の答申（法廷科学研究所・刑事調査技術、法医学及び法精神医学に係る新公務所）＜Forensiska institutet. Ny myndighet för kriminalteknik, rättsmedicin och rättspsykiatri＞に基づき、国家刑事調査技術研究所（Statens kriminaltekniska laboratorium）を統合し、法精神医学的調査（精神鑑定）、刑事訴訟事件における人格調査に関する法律七条に定める医師の診断書（七条診断書）作成、検視業務、犯罪に関する法的診断書作成、裁判所、州庁、検察官及び警察官署の請求による法医学的協力、法化学的及び法発生学的調査、その責任領域における情報その他機関又は個人への提供、その責任領域における国際協力、その事業に有意義な研究の開発支援、及び終身刑の変換に関する法律（二〇〇六年法律第四五号）による再犯の危険性に関する調査を業務とすることになった（法医学事業体に関する法律（二〇〇七年法律第九七六号）二条）。
- (25) 刑事訴訟事件における人格調査に関する法律（Lag 1991:2041） om särskild personutredning i brottmål m.m., 坂田仁、「スウェーデンの情状鑑定類似制度」、上野正吉他編 刑事鑑定の理論と実務、成文堂、昭和五二年、七三頁以下。同、「スウェーデン刑事訴訟事件における人格調査に関する法律」、法学研究四三卷一一号、昭和四六年、五四頁以下（同稿において n.d. を王室と訳したがこれは恩赦の誤訳であり、訂正する）。同、「スウェーデン王国における少年犯罪に関する人格調査について」、家庭裁判月報二六卷四号、昭和四八年、一二九頁以下。
- (26) http://jpn.ce.eunint/home/news_jp_newsobj509.php（平成二七年一一月現在アクセス不能）cf. <http://www.euinjapan.jp/en/world/human/penalty/> に The EU, Japan & the Death Penalty というリンクがあり、この中

に日本への批判が述べられている。

- (27) Nelson, A. *Efterskrift till Ivar Seths arbete om dödsstraffet*, Seth, Ivar: *Overheten och svärdet*, Nordiska bokhandeln, Stockholm, 1984, ss.300-3, 宮澤浩一訳、スウェーデン刑法典、法務資料四〇六号、昭和四三年、三頁。フライ、エス・マーゲリー・オランダ及びスカンデナヴィアに於ける死刑廃止、刑政四四卷五号、昭和六年、折込表参照。チンペリーによれば、一八六四年刑法の制定直前死刑はほとんど廃止寸前であったという（チンペリー、刑事学の根本問題、酒井書店、昭和三十一年、二二五頁）。
- (28) SCB(Statistiska centralbyrån) *Statistiska årsbok 1950*, SCB, 1950, s.265, Tab.256.
- (29) Kungl. statistiska centralbyrån: *Brottsligheten*, Stockholm (1913/14), s.146, Tab.4, Do. (1917/18), s.122, Tab.5, Do. (1919/20), s.112, Tab.4.
- (30) Seth, Ivar. a. a. ss.271-299 cf.
- (31) Olivecrona, S.D.R.K.: *Om dödsstraffet*, Uppsala, 1866, III cap. 及び IV cap. Anners, Erik: *Humanitet och rationalism*, Nordiska bokhandeln, 1965 は法制史の面から嬰兒殺と死刑の関係を取上げている。坂田仁（書評）、E. アンネシュ著「ヒューマニティと合理主義」、常磐大学人間科学部紀要、人間科学一六巻二号、平成一一年、四九頁以下。
- (32) 坂田仁、前掲法学研究六三巻四号を参照。
- (33) Victor, Dag et al.: *Brottsbalken III*, Norstedts juridik, 17e suppl., 2007, s.25, 21 cf.
- (34) 日額決定の基準については、略式命令の金額決定に使用する検事総長のマニュアル (RÅR 2007:2) が制定されており、税引き後の年収の千分の一が日額になるとされている。この基準は、裁判官が日数罰金を算定する際にも参考にされる。(Victor, Dag et al., a. a. Supplement 18, 2007, ss.25, 13ff.)
- (35) Victor, Dag et al.: a. a. Supplement 18, 2007, s.25, 25 cf.
- (36) SÖU 2002: 26, *Frigivning från livstidsstraff*, p.195-7 cf.
- (37) SÖU 2002: 26, s.11.
- (38) SÖU 2002: 26, ss.35-6, 付表D参照。
- (39) SÖU 2002: 26, s.81
- (40) Victor, Dag et al., a.a.s.26: 8, SÖU 2002: 26, ss.37-8, 43-5 cf.
- (41) 終身拘禁の変換に関する政令（二〇〇六年法律一一一九号）三条ないし八条参照。これによると、法医学庁内の法精神医学部が担当し、医師、心理士、法廷社会調査士及び法精神医学的調査業務の看護士がチームを組んで再犯の危険性を判定されている。SOSFS 2006: 16, *Rätts-medicalverketets föreskrifter och allmänna råd om riskutredning inför prövning av omvandling av fängelse på livstid* cf. 今の社会庁令は二〇一五年現在有効である。

- (42) Victor, Dag et al. aas.26: 15.
- (43) 二〇〇六年法律四三二号による改正で対象者本人の要求による延期は廃止された。Jareborg, Nils & Zila, Josef. a. a. §§38f.によると、仮釈放の制度は現行刑法制定以来頻繁に改正されており、その理由は、例えば裁判所が厳しい処分をしていると判断できるときには早く出所させるなど、公平な刑の執行の観点から事実上執行期間の調整作用を果たしてきたことと関係があるという。筆者自身も、かつてスウェーデンの仮釈放について刑法学会で報告した際、この制度がいずれ廃止されるのではないかと述べたことがある(坂田仁、スウェーデンの仮釈放、刑法雑誌二七卷三号、昭和六一年、六四八頁)。
- (44) この改正は、いわゆる二〇〇七年改革 (Prop. 2005/06: 123, En moderna kriminalvårdslag) を前提にして、行刑法の標題を端的に拘禁を示す拘禁法に改め、刑罰としての拘禁の内容を明確化したものである。坂田仁「スウェーデン『拘禁法』の制定について」、法学研究八四卷九号、平成二三年、四一九頁以下、及び同、「スウェーデンの新拘禁法」、刑政一二三卷七号、平成二四年、二〇頁以下を参照。
- (45) Op. cit. Prop 2005/06: 123, ss.24ff. 施設生活から通常の社会生活への橋渡しをスムーズに実現することを目的として様々な出所措置、他機関との協力が検討されている。
- (46) Norström, Carl et al.: Nya sociallagarna. 20e uppl., Norstedts juridik, 2007, ss.145-152, ss.167f. cf.
- (47) Lag (1994: 451) om intensivövervakning med elektronisk kontroll.
- (48) 坂田仁、電子的統制を伴う強化観察、犯罪と非行二二五号、平成二二年、二〇五頁、SOU 1995: 91, Ett reformerat straffsystem (Del II), ss.271ff. cf.
- (49) 社会奉仕命令の試行に関する法律 (一九八九年法律九二八号)。
- (50) NJA-2: 1998, ss.406-7. 社会内制裁の執行に関する政令(注(56)参照)第三章に執行に関する規定がある。
- (51) SOU 1995: 91 (Del II), s.253 cf.
- (52) NJA-2: 1988, s.408.
- (53) NJA-2: 1998, s.426, Victor, Dag et al., a. a. s.30: 68 cf.
- (54) NJA-2: 1998, s.409.
- (55) NJA-1: 2000, ss.17-21, ss.69-72.
- (56) Förordning (1998: 642) om verkställighet av frivårds påföljder.
- (57) 宮澤浩一訳、前掲法務資料四〇六号、一〇二頁。
- (58) 坂田仁、犯罪者処遇の思想、慶應義塾大学出版会、昭和五九年、一〇五頁以下参照。
- (59) Victor, Dag et al., a. a. s.28: 12.
- (60) 坂田仁、スウェーデンの契約治療保護、犯罪と非行九

六号、平成元年。

- (19) Borgeke, Martin & Mansson, Cathalina, Den nya lagstiftningen om påföljder för unga lagöverträdare, SvJT 92, 2007, ss.181-203 は、改正の背景と量刑実務への影響を述べている。
- (62) 坂田仁、「スウェーデンの社会福祉新立法―社会サービス法私訳―」家庭裁判月報三三卷一一号、昭和五十六年、一五七頁以下。現行の社会サービス法（二〇〇一年法律四五三号）とは別物。
- (63) Victor, Dag et al., a. a. s.32, 8.
- (64) Socialtjänstlag (2001: 453). 一九八二年以前は児童福祉委員会。
- (65) Lag (1990: 52) med särskilda bestämmelser om vård av unga. 一九八二年以前は少年福祉学校。
- (66) Norström, Carl et al., a. a. 20e uppl., ss.280-292 cf.
- (67) Victor, Dag et al., a. a. Supp.7 (2001), ss.32, 12f.
- (68) Prop. 2005/06: 165, Ingreppande mot unga lagöverträdare, s.64, SOU 1993: 35, Reaktion mot ungdomsbrott (Del I-II), Del A, s.386f.
- (69) Prop. 2005/06: 165, ss.64f, ss.72f.
- (70) Victor, Dag et al., a. a. Supp.9 (2003), ss.31: 38f.
- (71) Victor, Dag et al., a. a. s.31:40.
- (72) Lag (1998: 603) om verkställighet av sluten ungdomsvård.

坂田仁、「スウェーデンの閉鎖的少年保護」、日本刑事法の理論と展望（下巻）、信山社、平成一九年、五一頁以下。

- (73) 国営施設庁の設置に関する政令（Förordning (1993: 877) med instruktion för Statens institutionsstyrelse）一条参照。現在の規定は SFS 2007: 1132。なお、少年福祉学校（Ungdomsvårdsskola）については、坂田仁、「スウェーデンの少年刑務所と少年福祉学校」、法学研究四四卷八号、昭和四十二年、二五頁以下。
- (74) Lag (1964: 167) med särskilda bestämmelser om unga lagöverträdare.（坂田仁、「スウェーデンにおける少年法違反者に対する特別規定」、法学研究四〇卷九号、昭和四十二年、八〇頁以下参照）。なお、筆者が同稿で、法律番号を一九六四年五四二号としたのは同年一六七号の誤り。法律全体は一九九四年に再印刷され、法令番号一九九四年法律一七六〇号として同名の法律が出版されている。この法律は、二〇〇六年の刑法改正（二〇〇六年法律八九一号）と合わせて更に改正され、少年の刑事事件手続の変更が行われて現在に至っている。ただ公訴放棄のなされる場合は実質的に変化していない。
- (75) 訴訟手続法二〇章七条によると、①罪が罰金以外の制裁に当たらないとき、②制裁が条件付判決に当たるときで起訴放棄にする特別な理由が存在するとき、③被疑者が再犯している場合で、前の罪を事由とする制裁のほかに新た

- な制裁が、後の罪により必要とされないとき、又は④精神医学的保護又は身体機能障害者支援及びサービスに関する法律（一九九三年法律三八七号）による措置が行われるとき、並びに本人を再犯を防ぐため又はその他の事情から公訴の提起が明らかに不必要な場合に公訴の放棄がなされる。
- (76) 坂田、前掲家庭裁判月報三三三卷一一号、一五七頁以下。
- (77) Victor, Dag et al., a. a. s.31:52.
- (78) Norström, Carl et al., a. a. 20e uppl., s.363f.
- (79) Victor, Dag et al., a. a. s.31:59, s.38:5 cf.
- (80) Jareborg, Nils: Allmän kriminalrätt, Justus, 2001, s.359.
- (81) チンペリー、前掲書、六七頁以下。
- (82) Wenberg, Suzanne: Psykisk störning, brott och ansvar — För och emot Psykansvarskommitténs betänkande, SvJT 87, 2002, s.578.
- (83) 「責任能力概念は、罪の水準から制裁の水準に移された。」(Jareborg, Nils, a. a. s.359.) ただし、責任能力概念の問題は現在も論じられる。Wenberg, Suzanne, a. a. ss. 576ff., SOU 1996: 185, Straffansvarets gränser (Del 1), ss.421-6, ss.463-8, ss.491-3, SOU 2002: 3, Psykisk störning, brott och ansvar, ss. 37-9, 229-250, Ds 2007: 5, Påföljder för psykiskt störda lagöverträdare, ss.94-98等を参照。現段階ではまだ責任能力概念の復活は意図されていないと考えられる(Ds 2007: 5, s.95)。
- (84) Victor, Dag et al., a. a. ss.30:36, 31:65 cf.
- (85) 坂田仁、「精神医学的強制保護に関する法律」（仮訳）、法学研究七六卷五号、平成一五年、一〇〇頁、注(3)参照。一九九一年の刑法及び精神障害者法制の改正は、それまで別々であった深刻な精神障害の概念を両者に共通のものとして定義した。なお、坂田仁、「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観（一九九三年）」、法学研究六八卷七号、平成七年、一〇八—一四頁参照。
- (86) Socialstyrelsen, Psykiskt störda lagöverträdare — Socialstyrelsen följer upp och utvärderar 2000: 2, s.9. 坂田仁、「スウェーデン」法精神医学的保護に関する法律』及び『法精神医学的調査に関する法律』（仮訳）、法学研究七六卷九号、平成一五年、八五—六頁。
- (87) 坂田仁、「スウェーデンの精神障害犯罪者に対する刑法上の処分——二〇〇八年の刑法一部改正について——」、前掲、慶應の法律学・刑事法、九七頁以下参照。ここには、SOU 1996: 185, ss.463-468、SOU 2002: 3, ss.37-41及びDs 2007: 5, ss.21-24の諸提案が紹介されている。
- (88) 坂田仁、「精神障害犯罪者に対する社会防衛処分——スウェーデンの動き——」JCCD 一〇四号、平成二一年、一五頁以下参照。この処分に関する結論もまだ出ていないようである。後述第九の二参照。

- (8) SOSFS (Socialstyrelsens författningssamling) 2008: 18. Psykiatrisk tvångsvård och rättspsykiatrisk vård, ss.15-16. これは、坂田、前掲法学研究七六巻五号、一〇一頁、注(3)で引用したSOSFS 2000: 12の改訂版である。
- (9) SOSFS 2000: 13M. Kompetenskrav för läkare som avge utlåtande enligt lagen (1991: 1137) om rättspsykiatrisk undersökning och intyg enligt lagen (1991: 2041) om särskild personutredning i brottmål m.m.に資格要件（法精神医学の特別資格をもつ者及び法精神医学的調査の経験のある一般精神科医学又は児童・少年精神医学の特別資格をもつ者）が規定されている。
- (91) 坂田仁、「スウェーデン法精神医学的保護に関する法律の改正——開放的保護の導入」、法学研究八一巻一〇号、五三頁以下。このときの改正で、特別解除理由審査付きの法精神医学的保護への委託の判決があった場合、その審理は主席上級医師の申請により行政裁判所が行うと改正された。同時に治療活動は、病棟の内外（通院又は入院）で行われることになった。刑法自体の改正は行われなかった。なお、Grönvall, Lars et al. Psychiatriin, tvånget och lagen, Norstedts juridik, 1992, ss.261-3 cf.
- (92) SOSFS 1996: 14M, Rättspsykiatrisk undersökning, 7) のマニュアルは、大要下記の事項を定めている。
- ① 法精神医学的調査の目的
- 法精神医学的調査は、
- a. 被疑者が深刻な精神障害の影響のもとに罪を犯したか否か
- b. 被疑者を刑法三一章三条による法精神医学的保護に委託するための医学的要件が存在するか否かを明らかにするために行われる。そして、bの場合には、特別な解除事由審理を伴う保護のための要件を含むべきか否かも明らかにしなければならない。
- ② 危険性の判定
- 危険性の判定は、刑法上の制裁の根拠を提供するほか、実際に被告人の暴力行為を阻止する目的をもっており、被調査者が暴力行為を行う可能性、暴力行為の種類、その重大性、それが誰に向けられるか、暴力行為への対処手段、危険性を増大させる状況を明らかにしなければならない。
- ③ 再犯危険性の判定の基礎要因
- a. 精神医学的基準
- 妄想、幻覚、反社会的人格障害、境界性人格障害、強迫又は衝動性を伴う障害、放火癖、性倒錯、病的薬物反応、脳外傷など。
- b. その他の基準
- 性、年齢、知能、過去の攻撃行動、薬物乱用、過去の人身犯、特定人物への脅迫、武器への過度の関

心など。

特に、パノノア、感情移入能力の極端な障害、倒錯、解離性障害及び精神病質に注意が向けられる。

また、再犯の危険性とともに危険性減殺の可能性が重要である。ポジティブな要因に重点をおく。即ち、投薬による治療、犯罪的生活を破棄する本人の態度、社会的ネットワーク、親類縁者にたよる可能性など。

④ 再犯の危険性判定の基礎は判定のためのテストと臨床診断よりなる。

a. 体系的な判定用具 (skattingsinstrument)

1. PCL-R (eller PCL: SV) 精神病質チェックリスト (Psychopathy Checklist Revised)

2. SCID-I (臨床症状) och SCID-II (人格障害)

これによる構造化面接の訓練が医師と心理士に義務づけられている。

3. HCR-20 (将来の暴力危険性判定基準)

退院又は休暇の場合に実施している。

4. VRAG (暴力行為危険性評価ガイド)

5. SVR-20 (性暴力判定基準)

6. SARA (配偶者暴力判定基準)

b. 臨床診断 (kliniska bedömningen) DSM-IV-TR も使用されている。

⑤ 再犯危険性の報告方法

a. 特別な解除事由審理ときの処分を決定するのは裁判所である。

b. 危険性は量的に、段階的に表示される。

c. 「危険性」の判定と「危険性減殺手段」の判定を同時に行う。

d. 短期間の直接的予測を目的とする。

二〇〇〇年当時の報告書式は、坂田、前掲法学研究七六巻九号、八八―九一頁に採録してある。その全体は、フエース・シート、DSM-IV-TR による診断、社会調査、心理調査、医学・精神医学的調査及び看護調査、並びに所見から構成されている。

(93) Belfrage, Henrik & Fransson, Göran: HCR-20—Bedömning av risk för framtida våld. 3e uppl. Rättspsykiatriska regionkliniken, 2002.

(94) Victor, Dag et al., a. a. ss.31: 76f. cf.

(95) Nya påföljder, SOU 2012: 34, Del I-IV.

(96) Psykiatri och lagen, SOU 2012: 17, 2 volym. 坂田仁「スウェーデン法精神医学的保護に関する法律の改正」、法学研究八一巻一号、平成二年、六九頁注(58)参照。

(97) 刑罰体系の改革 (Ett reformerat straffsystem Del 1-3, SOU 1995: 91) 一―三巻。

(98) SOU 1995: 91 Del 2, ss.15, 72.

(99) その理由は答申「新制裁」(Nya påföljder, SOU

- 2012: 34, Del 2.)、一六〇頁以下に要約されている。SOU 1995: 91 Del 2, ss.136ff.
- (100) 注(71)参照。
- (101) 松沢伸、前掲罪と罰五一巻三号、平成二六年、七六頁以下及び中村秀次、「刑の量定―スウェーデンの量刑改革提案の評価」、熊本法学六二号、三九頁以下参照。
- (102) SOU 2008: 85, Straff i proportion till brottets allvar.
- (103) 刑法二九章一条二項に「行為が人の生命もしくは健康又は人の平穩に対する深刻な攻撃を意味したか否かを特に考慮しなければならぬ。」との規定が追加される等の改正が行われた(二〇一〇年法律第三七〇号)。松沢、前掲、罪と罰五一巻三号八九頁参照。
- (104) Komitédirektiv (Dir. 2009: 60).
- (105) Nya påföljder, SOU 2012: 34 Del 4, ss.56-58, specially s.57 cf.
- (106) Ibid., ss.51-68.
- (107) SOU 2012: 34, Del2, ss. 155ff. 注(98)参照。
- (108) Ibid., Del 2, ss.124-128、いわゆる罪種犯罪 (Arbrot) は混乱の元凶であるとされつつある (Ibid., ss.122f.)。
- (109) Ibid., Del 2, ss.163ff.
- (110) Ibid. Del 1, s.43, s.191.
- (111) Ibid. Del 1, ss.43-99, Del 4, ss.71-92.
- (112) Ibid., Del 2, ss.165ff.
- (113) Ibid., Del 2, s.176.
- (114) Ibid., Del 2, s.179.
- (115) Ibid., Del 2, s.180.
- (116) SFS 2015: 78.
- (117) SOU 2012: 34, Del 3, ss.195ff.
- (118) SOU 2005: 117 cf. 衡平理由については、特に Do, ss.14-16.
- (119) SFS 2015: 80.
- (120) 制裁調査会は、条件付拘禁に関する法律草案の施行期日を二〇一五年七月一日としようとする (SOU 2012: 34, Del 1, s.386)。
- (121) Grönvall, a. a.1992, ss.11-48 cf. 紹介・坂田仁、「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観(一九九三年)」、法学研究六八巻七号、平成七年、一〇八頁以下。
- (122) 注(24)参照。現在は犯罪捜査科学についても調査・研究を行っている。二億一千万クローネの予算と四五〇人の職員(うち二五〇人は法精神医学部配属)を有し、全国的に均質な調査を行う体制をとっていると思われる (Lidberg, Lars: Svensk rättspsykiatri, Studentlitteratur, Lund, 2000, s.146)。
- (123) 本稿注(92)参照。
- (124) SOU 2012: 17, Vol.1, ss.51f. 精神責任委員会の答申の掲げる改正草案文言は下記の通りである (Psykisk

störning, brott och ansvar. SOU 2002: 3, ss.37f.)⁹

「一章、罪、罪の制裁及び社会防衛措置等、

二条の二 ある行為は、深刻な精神障害、一時的な錯乱状態、重い発達障害又は深刻な痴呆状態（認知症）の結果行為の内容を洞察もしくはその洞察に自らの行為を適合させる能力を欠如していた者には責任をもたらない。

このことは、行為者がその行動に関連して自ら酩酊又はその他の同様な方法で能力の欠如を招いた場合にはこれを適用しない。」

坂田仁、前掲・慶應の法律学・刑事法、一〇三頁注

(33) 参照。

(125) 坂田仁、同上書、九九ないし一〇〇頁参照。

(126) 坂田、前掲 J C C D 一〇四号、一八頁以下参照。

(127) 「深刻（重篤）な精神障害」の概念については、坂田、前掲法学研究七六巻五号、一〇〇頁注(3)を参照。ここに引用した SOSFS 2000:12 Psykiatrisk tvångsvård och rättspsykiatrisk vård は、注(89)で述べた通り、改正されてい

る。

(128) SOU 2002: 3, ss.41-44.

(129) SOU 2012: 17, vol.1, ss.102-125.

(130) 精神医学法制調査会は、答申の中で社会防衛措置に關する法律草案の施行期日を二〇一六年一月一日としている。

Ibid. s.124.

(131) Borgeke, Martin & Mässon, Catharina: Den nya lagstiftningen om påföljder för unga lagöverträdare, SvJT 92, 2007, s.197.

(132) Ulväng, Magnus, Brottsskärpning, rättssäkerhet och integritet— vad är det som har hänt och vad skall vi göra?, SvJT 92, 2007, ss.116. 上の論文は、二〇〇六年一〇月に開催された法シンポジウムの報告であり、予防主義 (preventionismen) とプライバシーの防衛 (integritets-skydd) とを対立概念として、現在の犯罪対策を論じてい

る。

(133) 例えば、Psykisk störning, brott och ansvar, SOU 2002: 3, ss.37, 245-250.

(134) 坂田仁、犯罪者処遇の思想、慶應義塾大学出版会、昭和五九年、一五二頁。筆者の犯罪者処遇思想の展開を図示すると左記のようになる。

悪の原因	対策の基礎	制度的表現
1. 怠惰	労働の賦課	懲治場
2. 罪深さ	宗教的悔悟	独居拘禁
3. 個別的不適応	社会的再適応	制裁体系（処遇理論・一般及び個別予防主義）

この図は刑法学上の教育刑論、応報刑論等が概念的、形而上学的に論じられてきたのとはまったく別の、刑罰

実務の担い手の行動の原理となつた思想を歴史的に分析して得られたものである。これに加えて、その後続く第四の段階を我々はどのようにとらえるべきであろうか。ここにあげたものは、一つの仮設軸である。

(135) Sveri, Knut: Criminal Law and Penal Sanctions, Scandinavian Studies in Criminology, Vol.11, Norwegian University Press, 1990, pp.13-14.

(136) SOU 1995: 91, Del I, pp.14f.

(137) 坂田仁、「自由制限刑の提言」、犯罪と非行一五五号、ひたち未来財団、平成二〇年、一五九頁以下。

(補注1) Sundell, Jan Olof: Karl Schlyter — en biografi —, uppl.1, Norstedts Juridik, 1998. (坂田仁、「スンデル著『カール・シュリイター——一つの伝記——』を読む」、人間科学論究二二号、平成二五年。)

(補注2) 少年の同意は、二〇一五年の改正で不要になった。本稿八九頁下段及び注(119)参照。

(補注3) この語は熟さない語であるが、個々の犯罪(非行)少年の家庭裁判所での処分(すべての決定を含む)回数分布を調査したところ、ほぼ同一の理論的確率分布を示すことを発見したことに基づいている。このことは、犯罪(非行)現象が犯罪(非行)に対する個人的・環境的な何らかの傾向を示す特定の人間集合の存在に依存しないこ

とを示していると考えられる。ここから、犯罪(非行)は、ある一般的な原因結果で説明される因果事象でなく、偶然の産物、即ち確率事象であると考えられるからである。坂田、「非行少年の出生年別にみた家庭裁判所体験(2)」、人間科学一〇巻二号、常磐大学、一九九三年(平成五年)及び Sakata, Jir: Multiple Dispositions on Juveniles by Family Court — Frequency of Reactions on Juveniles in 13 Birth Cohorts —, Tokiwa Journal of Human Science, No. 2, Tokiwa university (人間科学論究第二号、常磐大学大学院、1994(平成六年)参照。なお、両論文で数値表において自由度を8としているのは4の誤りで、ここでも訂正する。

付表 A 制裁制度の変遷 (1965-2015)

刑法	制裁章名等 (1965)	62 刑法	改廃	現刑法	制裁章名等 (2015)	Påföljder
25 章	罰金	1965- 1965-		2015	罰金	Böter
26 章	拘禁		1974-2011 施設 内矯正保護に 関する法律 2011 拘禁法	2015	拘禁法	Fängelse Intensiv ö vervakning med elektronisk kontroll (ÖV)
			1997-	2015	電子的統制を 伴う強化観察	
				2015		
27 章	条件付判決	1965-		2015	社会奉仕命令 併科	Vilkorlig dom
			1989 (試行) 1999-	2015	略式命令併科	
			1997-	2015		
28 章	保護観察		1965-	2015		Skyddstillsyn
		施設処遇併科	1965-	1979 廃止		
				1980-	拘禁併科	
				1989 (試行) 1993-	社会奉仕命令 併科	
				1979 (試行) 1989-	契約治療保護 併科	
29 章	少年拘禁		1965-	1980 廃止		Ungdomsfängelse
				1989-	刑の量定	Straffmätning
30 章	保安拘禁 (抑留)		1965-	1981 廃止		Internering
				1989-	制裁の選択	Val av påföljd

31 章 特別保護へ 委託	児童福祉法	1965-	1982 廃止			Barnavårds- lagen	Överlämnande till särskild vård
	禁酒保護法	1965-	1982 廃止			Nyktterhets- vårdslagen	
			1983-	2015	薬物乱用者保 護	Vård av missbrukare	
	精神疾患者 保護法	1965-1966				Vård enligt sinnessjuklagen	
			1967-1991 閉鎖 的精神医学的 保護の準備に 関する法律			Lag om beredande av sluten psykiatrisk vård (LSPV)	
			1992-	2015	法精神医学的 保護に関する 法律	Lag om rättspsykiatrisk vård (LRV)	
	開放的精神 医学的保護	1965-	1991 廃止			Öppen psykiatrisk vård	
			1983-2006 社会 サービス法 (少年奉仕命令 1992-2006)			Socialtjänst- lagen	
			1999-2006 閉鎖 的少年保護			Sluten ungdomsvård	

32 章	公務員の刑罰及び軍人の懲戒罰		1965-	1986 廃止			Åmbetsstraff och Disciplinstraff av krigsman	
				2007-	2015	社会サービス法 (少年奉仕命令併科)		少年の特別保護
				2007-	2015	少年の保護		
				2007-	2015	少年奉仕命令閉鎖的 少年保護		
33 章	制裁の軽減及び除外		1965-	1988 廃止			Nedsättning och uteslutande av påföljd	
				1989-	2015			勾留及び拘留期間の本 刑算入(減殺)
34 章	罪の競合及び制裁の変更に関する規定		1965-		2015	罪の競合及び制裁の変更に関する規定	Sammanträffande av brott och förändring av påföljd	
35 章	制裁の時効		1965-		2015	制裁の時効	Bortfallande av påföljd	
36 章	没収及びその他の特別法律効果		1965-	1987 改正			Förverkande av egendom och annan särskild rättssverkan av brott	
				1987-	2015	没収、企業罰金及びその他の特別法律効果	Förverkande av egendom, företagsbot och annan särskild rättssverkan av brott	
37 章	委員会		1965-		2015	委員会	Nämnderna	
38 章	訴訟法規定		1965-		2015	訴訟法規定	Rättegångsbestämmelser	

* 62 刑法は 1965 年施行当時の刑法典、現刑法は 2015 年 1 月 1 日現在の刑法典。

* 62 刑法は 1965 年施行当時の刑法典、現刑法は 2015 年 1 月 1 日現在の刑法典。

付表B 刑法の変遷(1965-2015)

刑法	標題(1965)	62 刑法	改正年	主要改正 制裁適用原則 の改正	改正年	主要改正 罪刑法定主義 の徹底	現刑法	標題(2015)	刑法	
1 章	罪及び罪の制裁	1965-	1988		1994		2015	罪及び罪の制裁	1 章	Brotsbalken Brott och brottpåföljder
2 章	スウェーデン法 の適用	1965-					2015	スウェーデン法 の適用	2 章	Tillämpligheten av svensk lag
3 章	生命及び健康に 対する罪	1965-					2015	生命及び健康に 対する罪	3 章	Brott mot liv och hälsa
4 章	自由及び平穩に 対する罪	1965-					2015	自由及び平穩に 対する罪	4 章	Brott mot frihet och frid
5 章	名誉毀損 に対する罪	1965-					2015	名誉毀損	5 章	Ärekränkning
6 章	道徳に対する罪	1965-							6 章	Sedlighetsbrott
7 章	家族に対する罪	1965-	1984-	性犯罪	2005-	性犯罪	2015	性犯罪	7 章	Sexualbrott
8 章	窃盗、強盗、そ の他の盗犯	1965-					2015	窃盗、強盗、そ の他の盗犯	8 章	Stöld, rån och andra tiltgreppsbrott
9 章	詐欺及びその他 の不正行為	1965-					2015	詐欺及びその他 の欺瞞	9 章	Bedrägeri och annan oredlighet
10 章	横領及び背任	1965-								Förskringring och annan trölskhet
			2012-	横領及びその 他の背任並び に賄賂罪			2015	横領及びその他 の背任並びに賄 賂罪	10 章	Förskringring och annan trölskhet
11 章	債務に関連した罪	1965-								Gäldenärsbrott
12 章	損害を加える罪	1965-	1986-	債権者等に対 する罪			2015	債権者等に対す る罪	11 章	Brott mot borgenärer m.m.
13 章	公共の危険を伴 う罪	1965-					2015	損壊の罪	12 章	Skadegörelsebrott
14 章	偽造、変造の罪	1965-					2015	公共に危険な罪	13 章	Allmänfarliga brott
								偽造に関する罪	14 章	Förtärlingsbrott

15 章	偽証、虚偽訴追、及びその他の不正の陳述	1965-			2015	偽証、虚偽訴追及びその他の不正の陳述	15 章	Mened, falskt åtal och annan osann utsaga
16 章	公共の秩序に対する罪	1965-			2015	公共の秩序に対する罪	16 章	Brott mot allmän ordning
17 章	公共の活動に対する罪	1965-	1975-	公共の活動等に対する罪	2015	公共の活動等に対する罪	17 章	Brott mot allmän verksamhet
18 章	反逆罪	1965-			2015	反逆罪	18 章	Brott mot rikets säkerhet
19 章	王国の安全に対する罪	1965-	2014	スウェーデンの安全に対する罪	2015	スウェーデンの安全に対する罪	19 章	Brott mot Sveriges säkerhet
20 章	公務における罪	1965-	1976-	職務過誤等	2015	職務過誤等	20 章	Ämbetsbrott
21 章	軍隊の隊員による罪	1965-	1987-	罪の内容の変化	2015	軍人の罪	21 章	Brott av krigsman
22 章	戦争に関する条項	1965-	1987-	戦時反逆罪	2015	戦時反逆罪	22 章	Krigsartiklar
23 章	未遂、予備、謀議及び共犯	1965-			2015	犯罪の未遂、予備、予謀及び共犯	23 章	Försök, förberedelse, stämpling och medverkan till brott
24 章	正当防衛及びその他の必要行為	1965-			2015	刑事責任欠如の一般根拠	24 章	Nödvärn och annan nödhandling
			1987-	刑事責任欠如の一般根拠				Allmänna grunder för ansvarshet

* 1965 年の章名邦訳は宮澤浩一訳「スウェーデン刑法典」による。2015 年の標題は独訳。

付表C 精神鑑定と社会調査の展開(1929-現在)

精神障害者		精神障害犯罪者		法精神医学的調査(精神鑑定)		判決前調査	
精神疾患患者法(1929.9.19 公布、1931.1.1 施行)				精神疾患患者法第6章「刑事訴訟事件等における精神鑑定」<41-50 条>		刑事訴訟事件における特別事前調査に関する法律	
						1934 (特別事前調査に関する法律)	
				SOU1942:59 法精神医学専門医団体の設立			
Lag(1949.12.21)	退院委員会の制度化						
						1954(人格調査に関する法律)	医師の簡易鑑定
Lag(1959.5.28)	任意入院制度(第9章55条, 55条の2及び3)						
						人格調査に関する法律 Lag(1964:542)	7 条診断書
閉鎖的精神医学的保護の準備に関する法律(LSPV 1966:293, 1967.1.1 施行)				刑事訴訟事件における法精神医学的調査に関する法律(1966:301, 1967.1.1 施行)			
				1967	社会庁と医務庁の統合		
				法医学庁創設 (1991:944, 1991.7.1 施行)			
精神医学的強制保護に関する法律(1991:1128, 1992.1.1 施行)		法精神医学的保護に関する法律(1991:1129, 1992.1.1 施行)		法精神医学的調査に関する法律(1991:1137, 1992.1.1 施行)		刑事訴訟事件における特別人格調査に関する法律(1991:2041, 1992.1.1 施行)	
1996 社会防衛処分の提案(SOU1996:185 刑事責任の限界)						1992	7 条診断書
2002 社会防衛処分の提案(SOU2002:3 精神障害、犯罪及び責任)							
2008 精神医学的強制保護に関する法律 改正(2008:415, 2008.9.1 施行)		2008 法精神医学的保護に関する法律 改正(2008:416, 2008.9.1 施行)					
2008 通常行政裁判所法の改正(2008:417, 2008.9.1 施行)							
解除理由審査を必要とする事件(刑法 31 章 2 条)については、主席上級医師の申請により行政裁判所がその審理と決定を行う。精神医学的強制保護及び法精神医学的保護に開放保護(通院保護)を導入する。この開放保護は刑法上の制裁ではない。							
2012年現在 SOU2012:17 精神医学及び法律(Psykiatrikrin och lagen, 2vols.)・本稿第九の二参照。							

付表D-II 同 (1972-1980)

1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	
31748	31297	30815	34195	36486	25447	23675	19785	19631	1
9169	8377	7055	7882	6892	6330	6282	6332	6337	2
2719	2521	1791	2177	1829	1574	1412	1163	1005	3
12207	11865	11593	11629	11643	12454	12939	13114	13505	4
0	0	2	0	1	0	1	6	2	5
									6
449	436	451	411	379	382	353	349	360	7
									8
									9
16	30	23	15	14	17	13	11	13	10
5681	5260	5357	5178	5231	5860	6429	7017	7759	11
									12
6925	6541	6283	6365	6162	6026	6077	5295	6029	13
382	329	291	405	393	318	256	201		14
								705	15
									16
									17
56	55	34	33	38	31	35	15	15	18
217	196	119	109	104	84	44	7		19
									20
									21
994	918	894	831	692	764	846	847	930	22
									23
									24
									25
358	351	326	307	289	207	212	192	211	26
12	18	26	15						27
338	288	239	177	181	186	182	154	161	28
391834	442378	460048	448180	437511	369038	337399	308990	335793	29
58840	61178	58904	58700	55936	47000	43714	37737	38690	30
166942	189426	200300	199159	191467	152292	110330	93929	94544	31
									32
166052	191774	200844	190321	190108	169746	183355	177324	202559	33
									34
133	78	68	73	44	20	17	33	49	35
3986	4043	3803	3914	4173	4665	4710	4196	4101	36
264	343	293	311	348	439	496	492	484	37
									38
212	266	190	222	179	162	142	74	11	39
487	504	461	452	394	358	324	283	259	40
2988	2880	2810	2882	3206	3659	3680	3230	3266	41
38	50	49	47	46	47	68	117	81	42
24	10	11	14	4	17	11	15	8	43
76	78	59	49	97	84	77	68	73	44

ほぼ同一。 * BvLは1965年より1981年まで。1982年よりLULに規定内容が移る。ともに専門施設入所少年対象の公訴放棄。 * 1993年の終身拘禁、1993-94年の数値の一部及び1995-2005年の秩序罰の数は、ホーフェル教授 (Prof. H.v.Hofer) 及びBräからのメールによる。 * 罰金の換刑処分は1984年より拘禁として扱われる。 * ()内の制裁等の数は内数。 * BrBは刑法の、m:nはm章n条の略。

付表D-I 犯罪により司法処理された者（1965-1971）

	1965 制裁等の内容	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971
1	公訴放棄	25988	30025	30027	30556	27903	26131	29700
2	(LUL 1条)	4931	6011	6172	6708	7452	7751	8856
3	(BvL 69条)	1827	1952	2222	2227	2451	2316	2616
4	拘禁	9788	10465	11160	11477	11202	11465	10617
5	(終身拘禁)	4	1	3	1	3	0	2
6								
7	閉鎖的精神医学的保護	337	370	401	430	430	414	435
8								
9								
10	開放的精神医学的保護	92	58	56	54	40	38	28
11	条件付判決	2130	2836	3398	3869	4036	4525	4628
12								
13	保護観察	5649	6297	6565	6552	6411	6365	6543
14	(施設内処遇)	519	444	455	481	379	372	434
15								
16								
17								
18	保安拘禁(抑留)	157	114	124	110	120	87	66
19	少年拘禁	385	321	313	310	260	245	185
20								
21								
22	児童福祉委員会	732	870	917	1062	1137	1089	1029
23								
24								
25								
26	禁酒保護委員会	111	183	328	377	358	393	318
27	免職等	15	16	24	21	14	11	13
28	懲戒罰	941	924	768	732	611	618	404
29	罰金総数	315314	373723	432290	409824	374201	363142	368321
30	(判決罰金)	89167	94128	102412	94660	67825	61721	51418
31	(略式命令)	226147	279595	292904	227876	127690	150987	165156
32								
33				36974	87288	178686	150434	151747
34								
35	(換刑処分・拘禁変換)	160	170	287	263	205	137	127
36	刑法 34 章 1 条適用総数	1086	1739		2886	3001	3179	3344
37	(拘禁)	157	238	270	334	360	374	343
38								
39	(少年拘禁)	170	182	208	191	188	194	205
40	(保安拘禁・抑留)	467	386	567	631	603	553	578
41	(保護観察)	286	821	1319	1704	1814	2023	2188
42	(条件付判決)	6	12	16	26	36	35	30
43	制裁免除(BrB 33:2)	35	40	15	16	17	13	11
44	制裁猶予(BrB 33:4)	32	55	55	52	90	52	72

*1965年より1993年までは、SCB、Rättsstatistik Årsbok各年版の、1994年以降は、Brå、Kriminalstatistik各年版のそれぞれ関連統計表による。統計作成主体の異動により一部統計数値は欠落している。*LVMは薬物乱用者の保護に関する法律、BvLは児童福祉法(1960-1981)、LULは少年法律違反者に関する特別規定のそれぞれ略称。LUL(1964年制定)は、改正を繰り返しているため条番号が変動しているが、内容は

付表D-IV 同 (1991-1999)

1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	
17695	16118	13942	13501	14090	12284	13671	13843	11209	1
6332	5007	3779	3774	4781	4115	3832	3768	2590	2
234	225	189	149	165	99	93	93	65	3
14313	15832	15872	15148	14704	13550	13717	14566	12563	4
6	7	13	7	13	11	9	10	18	5
								69	6
290									7
	340	372	391	367	370	384	372	400	8
									9
11									10
13532	12839	11916	10802	9857	8652	7952	7952	9057	11
3067	3382	3685	3298					2236	12
6833	6322	6274	6833	7090	6479	6161	6290	6306	13
									14
598	527	509	393	401	287	271	284	217	15
311	320	620	1029	1204	1219	1012	959	1008	16
		310	512	573	575	504	533	830	17
									18
									19
									20
									21
									22
1423	1324	1480	1644	2336	2174	2150	2229	2187	23
								252	24
38	28	30	26	31	14	10	15	9	25
									26
									27
									28
328330	304343	310704	329405	282914	270236	269877	262796	263736	29
31841	36029	35808	34784	30667	24403	21529	21220	24069	30
78139	73654	75752	66839	59568	48951	56007	55739	47967	31
						144	630	906	32
218350	194660	199144	227782	192679	196882	192341	185837	191700	33
									34
									35
3188	3093	2880	2864	2748	2520	2213	2197	1854	36
572	592	606	600	518	453	401	414	417	37
								4	38
									39
									40
2440	2324	2114	2129	2122	1959	1731	1705	1364	41
176	177	160	135	108	107	81	78	68	42
5	7	14	3	6	7	2	3	6	43
51	53	40	61	43	31	27	23	34	44

付表D-Ⅲ 同 (1981-1990)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
1	21244	21830	22601	20871	23149	21618	20348	19347	19200	17459
2	7461	7308	7249	6222	5330	4693	4634	4989	6071	6628
3	1030	815	557	497	390	344	345	284	300	214
4	14405	14921	15320	14714	13959	14525	15640	16520	16635	15527
5	1	4	3	4	3	4	7	6	13	5
6										
7	310	357	369	306	290	312	272	314	304	322
8										
9										
10	19	15	17	16	17	20	10	12	12	9
11	9180	10169	11174	11043	10432	10624	10432	10319	10957	12281
12										
13	6657	7079	6472	5946	6133	6336	6272	6461	6424	6729
14										
15	909	1132	904	818	803	858	813	867	662	687
16								306	322	305
17										
18	3									
19										
20										
21										
22	1038									
23		811	739	657	601	684	764	908	1088	1242
24										
25		29	39	36	25	22	19	24	40	40
26	191									
27										
28	123	129	94	92	73	60	20			
29	356276	357363	349214	321070	286810	288508	294042	300703	317835	313102
30	39095	40997	40519	36451	31772	29773	30366	30151	30376	30653
31	101380	93190	90267	83744	77900	75820	74392	75544	78889	79801
32										
33	215801	223176	218428	200875	177138	182915	189284	195008	208570	202648
34										
35	50	37	9							
36	4159	4355	4446	4198	3690	3428	3376	3181	2999	2946
37	520	523	610	590	505	468	449	489	456	499
38										
39										
40	121	11								
41	3410	3658	3673	3391	3017	2813	2805	2543	2412	2318
42	108	136	163	217	168	147	122	149	131	129
43	13	14	17	12	9	7	14	8	6	13
44	87	93	81	98	68	50	56	60	45	46

附表D-VI 同 (2009-2014)

2009	2010	2011	2012	2013	2014	2007-2015 制裁等の内容	
26823	23977	24134	21752	17596	16788	公訴放棄	1
5780	4997	4317	3578	3404	3023	(LUL 17条)	2
0	0	0	0	0	0	(LUL 9条)	3
13567	12742	12682	12136	11212	10894	拘禁	4
13	4	5	6	5	9	(終身拘禁)	5
100	87	82	58	42	51	閉鎖的少年保護	6
							7
245	234	293	219	284	261	法精神医学的保護	8
181	183	210	146	212	177	(解除理由審査)	9
							10
11148	11458	11797	11161	10512	9630	条件付判決	11
4550	4696	4752	4541	4263	3859	(社会奉仕命令)	12
7404	7299	7280	6838	6414	6028	保護観察	13
							14
195	192	224	183	147	170	(拘禁の併科)	15
1191	1091	996	853	882	757	(契約治療保護)	16
1402	1404	1395	1445	1296	1157	(社会奉仕命令)	17
							18
							19
1550	1756	1742	1590	1408	1471	少年の保護	20
2916	2816	2444	1821	1492	1400	少年奉仕命令	21
							22
0						社会サービス法	23
0						(少年奉仕命令)	24
0	15	9	13	8	15	薬物乱用者保護への委託	25
							26
							27
							28
395457	342639	401421	384739	373800	349967	罰金総数	29
32799	36091	35237	35203	31162	29245	(判決罰金)	30
43039	39649	38517	37272	34670	32476	(略式命令)	31
1921	1986	2244	2247	2312	2422	(条件付判決に併科)	32
319619	266899	327667	312264	307968	275226	秩序罰(人員)	33
331285	278771	342801	326501	322599	288246	秩序罰(件数)	34
						拘禁として処理	35
1942	1970	2077	2044	1820	1567	刑法 34 章 1 条適用総数	36
400	309	389	424	366	331	(拘禁)	37
5	6	4	2	6	2	(閉鎖的少年保護)	38
							39
							40
1442	1485	1561	1496	1334	1134	(保護観察)	41
95	108	122	123	114	100	(条件付判決)	42
7	13	3	6	5	8	制裁免除 (BrB 30:6)	43
25	29	34	21	32	92	制裁猶予 (BrB 29:6)	44

付表D-V 同 (2000-2008)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
1	20124	17985	17591	17828	17384	16250	18176	21339	23973
2	2467	2325	2035	2052	2783	2090	3630	4773	5216
3	82	37	29	18	28	2	0	0	0
4	12265	12503	13765	14903	15117	15335	14598	13973	14269
5	14	10	16	9	24	21	21	12	10
6	115	102	114	113	145	130	99	89	93
7									
8	364	365	380	379	380	303	326	313	298
9								222	210
10									
11	9166	9434	9888	9481	9607	9644	9918	10144	11050
12	3067	3382	3685	3298	3302	3344	3674	3995	4519
13	6103	6429	6659	6393	6275	6224	6507	6341	6810
14									
15	258	265	248	220	218	211	210	163	172
16	937	950	984	1010	1001	1114	1159	1123	1181
17	865	938	1018	896	985	1000	1057	1037	1206
18									
19									
20								1746	1638
21								2488	2907
22									
23	2411	2417	2673	2551	2657	2907	3089	39	7
24	433	444	463	529	487	592	681	19	5
25	17	15	12	15	10	14	18	13	15
26									
27									
28									
29	271959	264715	289943	299754	320464	341278	348680	346266	416516
30	23219	22188	21402	21942	22679	23328	24192	25309	30229
31	43077	37372	40112	38285	38871	39487	40854	41412	41061
32	1086	1094	1186	1179	1337	1577	1651	1620	1893
33	205663	205155	228429	239527	258914	278463	283634	279545	330783
34							300454	291949	345226
35									
36	1811	1862	1838	1819	1750	1752	1884	1918	2097
37	446	461	456	442	424	435	488	516	501
38	6	12	8	6	13	11	4	8	7
39									
40									
41	1279	1315	1308	1305	1255	1234	1304	1291	1469
42	80	73	66	65	57	72	88	103	118
43	6	3	4	2	1	4	2	7	10
44	43	36	37	41	28	24	23	25	31